

令和5年度
男女共同参画・人権についての
市民アンケート調査報告書

令和6年(2024年)3月

生 駒 市

目次

I	調査の概要	
	1. 調査の目的	1
	2. 調査の方法	1
	3. 報告書の見方	1
II	市民調査結果	
	1. 男女共同参画について	3
	(1) 性別役割分担意識	
	(2) 男女の地位の平等	
	(3) 女性が職業を持つことについての考え	
	(4) 必要な支援	
	(5) 平日の家事時間	
	(6) 家事・育児等の役割分担	
	(7) 育児休業や介護休業について	
	(8) 就労希望について	
	(9) 性暴力について	
	(10) ドメスティック・バイオレンス経験の相談相手	
	(11) 生駒市の政策等について	
	(12) 女性の意見が反映されていない理由	
	(13) 男性が参画していくために必要な事項	
	(14) 生駒市が力を入れていくべき施策	
	(15) 自由記述	
	2. 回答者の属性	40
III	資料・使用した調査票	
	調査票	53

I 調査の概要

I 調査の概要

1. 調査の目的

生駒市では、「生駒市男女共同参画行動計画（第3次）」（以下「現計画」という。）の期間満了（令和6年度末）に伴い、現計画策定・改訂後の社会情勢の変化や新たな課題に対応するため、令和7年度から10年間を計画期間とする「生駒市男女共同参画行動計画（第4次）」（以下「次期計画」という。）を策定する。その検討のため、男女共同参画の現状、課題や認識の状況などについて、基礎資料を得ることを目的に本調査を実施した。

2. 調査の方法

市民を対象とした調査

調査対象：16歳以上の市民

調査対象の抽出方法：住民基本台帳より無作為抽出

調査方法：郵送配布・郵送回収による郵便調査法

調査期間：令和5年9月1日～平成5年10月11日

回収状況：発送件数／3,000件

有効回答数／911件

有効回答率／30.4%

3. 報告書の見方

- (1) 比率は全てパーセントで表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出したため、パーセントの合計が100%にならないこともある。
- (2) 複数回答が可能な質問では、構成比の母数は回答数とし、その項目を選択した人が全体の何%なのかという見方をした。そのため、各項目の比率を合計しても100%とはならない。
- (3) 本報告書の表の見出し及び文章中での回答選択肢の表現は、趣旨が変わらない程度に簡略化して掲載されている場合がある。
- (4) 報告書中のグラフにおいて、値の小さい項目は表記が省略されている場合がある。

II 市民調查結果

Ⅱ 市民調査結果

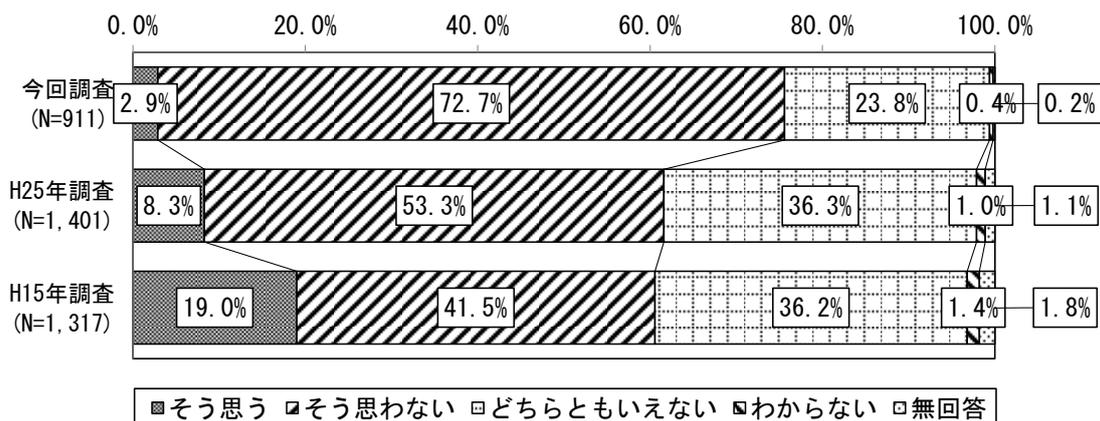
1. 男女共同参画について

(1) 性別役割分担意識

問1① あなたは「男は仕事、女は家庭を担うべきだ」という考え方についてどう思いますか。(いずれか1つに○)

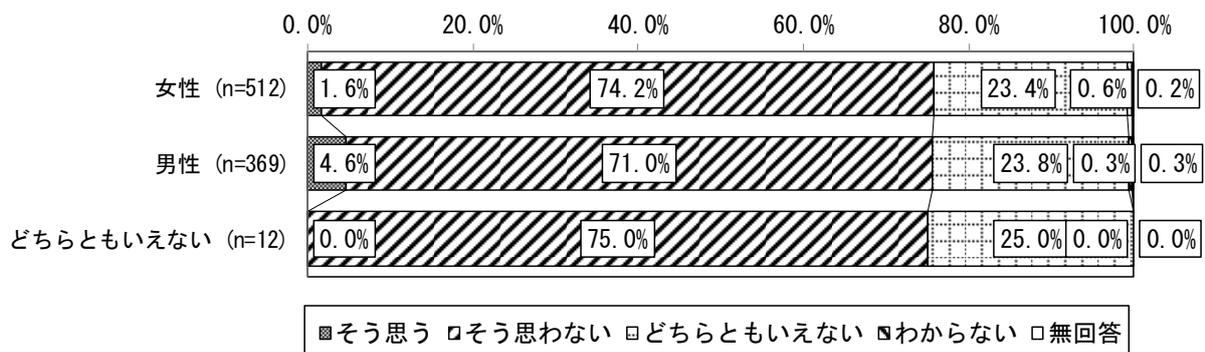
- 今回調査では、「男は仕事、女は家庭」という考え方については、「そう思わない」が72.7%、「そう思う」が2.9%となり、思わない人が7割以上となっている。
- 過去の調査結果と比較すると、「そう思う」が毎回減少し、平成15年調査の19.0%、前回の8.3%から今回調査では2.9%と減少した。「そう思わない」は毎回増加し、41.5%から前回53.3%、今回調査では72.7%となっている。

図表 性別役割分担意識－全体



- 性別にみると、「そう思う」は、男性が4.6%で、女性が1.6%と、男性のほうが高くなっている。

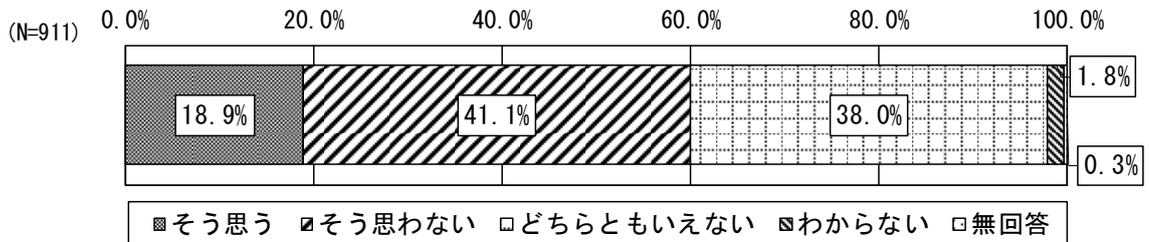
図表 性別役割分担意識－性別



問1② あなたは「結婚したら妻が夫の姓を名乗る方がよい」という考え方についてどう
 思いますか。(いずれか1つに○)

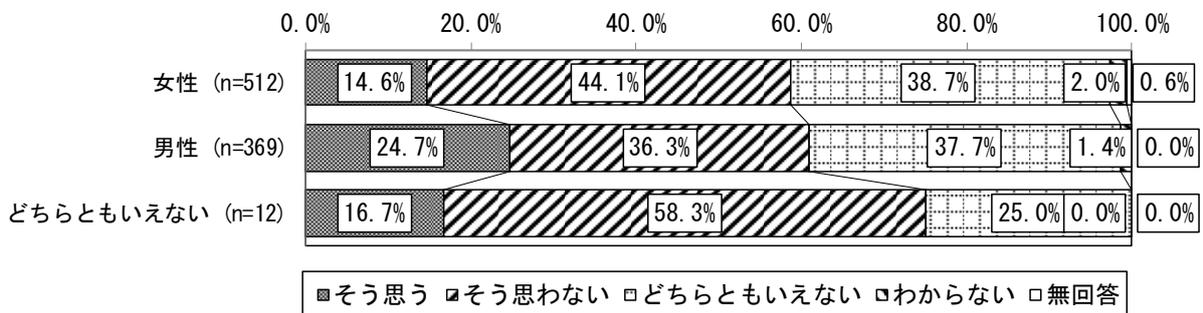
●今回調査では、「結婚したら妻が夫の姓を名乗る方がよい」という考え方については、「そう
 思わない」が41.1%、「そう思う」が18.9%となり、思わない人が4割程度となっている。

図表 性別役割分担意識－全体



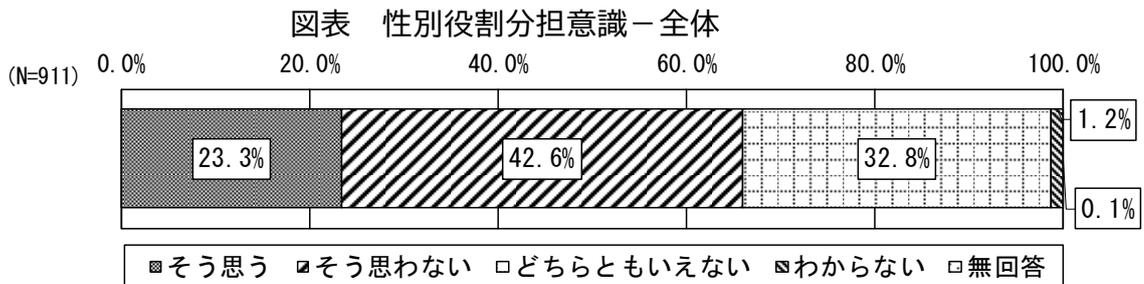
●性別にみると、「そう思う」は、男性が24.7%、女性が14.6%と、男性のほうが多くなっている。
 どちらともいえないは「そう思わない」が男性、女性と比べて58.3%と高くなっている。

図表 性別役割分担意識－性別

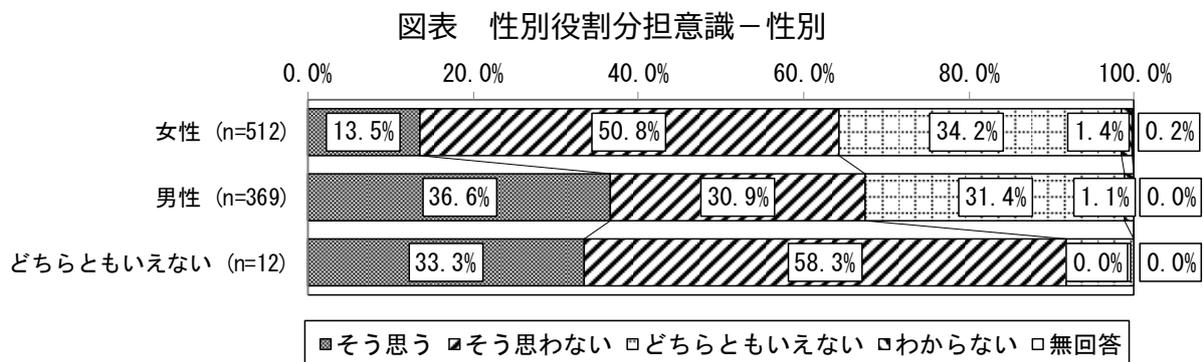


問1③ あなたは「男の子は男らしく、女の子は女らしく育てる方がよい」という考え方についてどう思いますか。(いずれか1つに○)

●今回調査では、「男の子は男らしく、女の子は女らしく育てる方がよい」という考え方については、「そう思わない」が42.6%、「そう思う」が23.3%となり、思わない人が4割程度となっている。



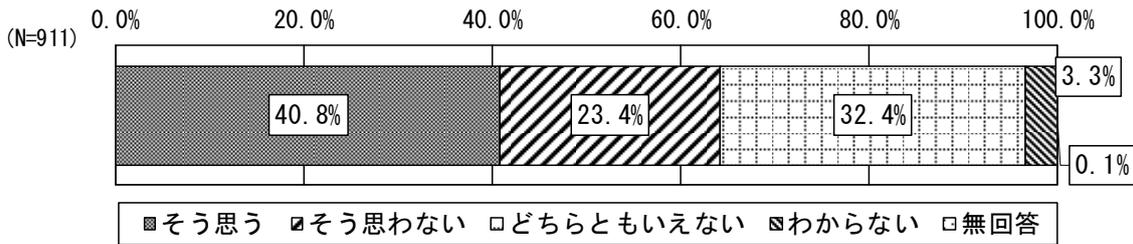
●性別にみると、「そう思う」は、男性が36.6%で、女性が13.5%と男性のほうが多くなっている。「そう思わない」はどちらともいえないが58.3%で女性よりも7.5%多くなっている。



問1④ あなたは「子どもが3歳くらいまでは、母親のもとで育てる方がよい」という考え方についてどう思いますか。(いずれか1つに○)

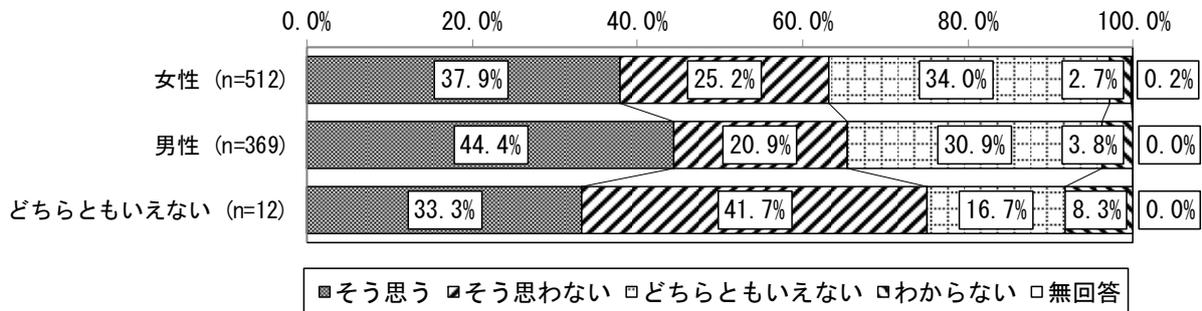
●今回調査では、「子どもが3歳くらいまでは、母親のもとで育てる方がよい」という考え方については、「そう思う」が40.8%、「そう思わない」が23.4%となり、思う人が4割となっている。

図表 性別役割分担意識－全体



●性別にみると、「そう思う」と回答した割合は、男性（44.4%）が最も多くなっている。「そう思わない」と回答した割合は、どちらともいえない（41.7%）が最も多くなっている。

図表 性別役割分担意識－性別

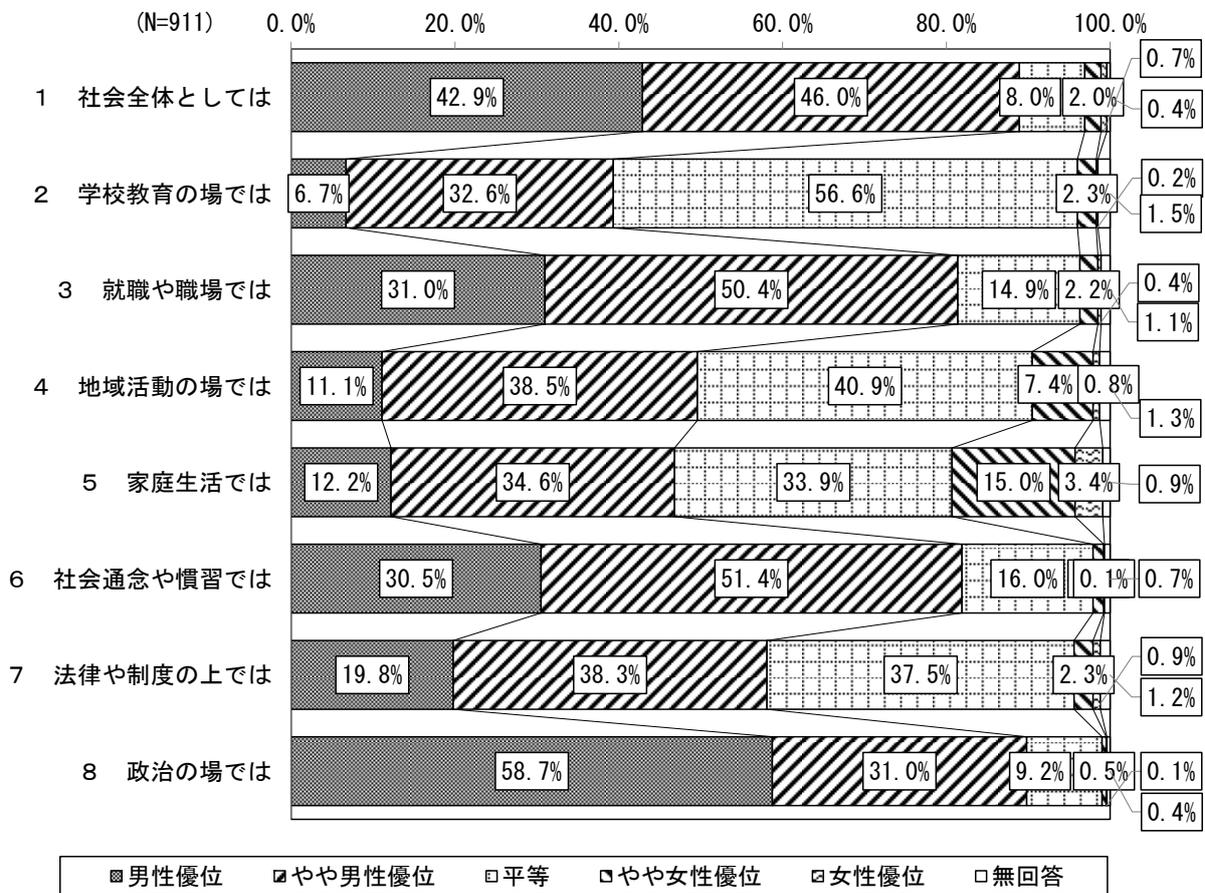


(2) 男女の地位の平等

問2 現在、日本では次あげる分野で男女の地位は平等になっていると思いますかあなたの気持ちに最も近いものをお答えください。(いずれか1つに○)

- 男女の地位の平等感については、「男性優位」が多い項目は、「政治の場」の58.7%、「社会全体として」の42.9%、「就職や職場」の31.0%、「社会通念や慣習」の30.5%となっている。
- 「平等」が多い項目では、「学校教育の場」が56.6%、「地域活動の場」の40.9%、「法律や制度の上」の37.5%となっている。

図表 男女の地位の平等－全体



●男女間で傾向を比較すると、いずれの項目においても、女性よりも男性の方が「平等」をより多く選択している。また、男性よりも女性の方が「男性優位」「やや男性優位」を多く選択している。

図表 男女の地位の平等－性別

(%)

		男性優位	やや男性優位	平等	やや女性優位	女性優位	無回答
1 社会全体としては	女性	49.6	44.1	4.9	1	-	0.4
	男性	33.9	48.5	12.2	3.3	1.6	0.5
2 学校教育の場では	女性	7	36.9	53.1	0.8	-	2.1
	男性	6.2	27.1	61	4.6	0.5	0.5
3 就職や職場では	女性	33	51.6	12.3	2	-	1.2
	男性	28.2	49.3	17.9	2.4	1.1	1.1
4 地域活動の場では	女性	12.5	43.8	37.5	4.5	0.4	1.4
	男性	8.9	32.2	45	11.7	1.1	1.1
5 家庭生活では	女性	17.2	40	28.1	12.5	1.4	0.8
	男性	4.9	27.9	41.2	19	6.2	0.8
6 社会通念や慣習では	女性	36.7	50	11.3	1	-	1
	男性	21.4	54.5	22.2	1.4	0.3	0.3
7 法律や制度の上では	女性	25.2	43.4	27.3	2.3	0.2	1.6
	男性	11.7	32	51.5	2.2	1.9	0.8
8 政治の場では	女性	66.6	26.8	5.9	0.2	-	0.6
	男性	48.5	35.8	14.1	1.1	0.3	0.3

女性 (n=512) 男性 (n=369)

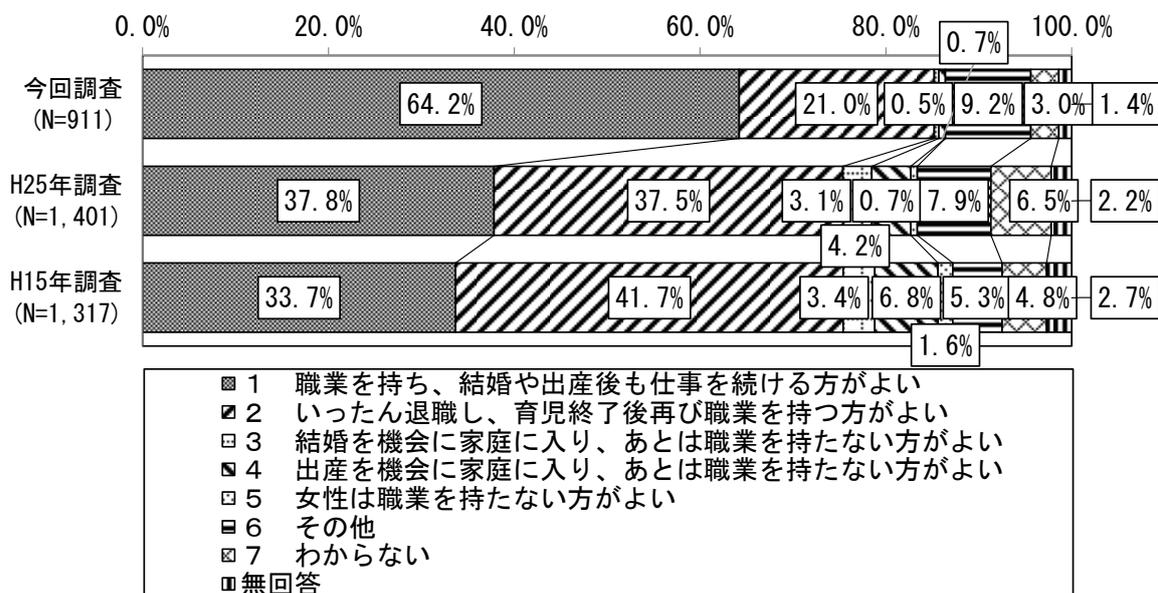
(3) 女性が職業を持つことについての考え

問3 女性が職業を持つことについて、あなたはどうお考えですか。
(いずれか1つに○)

●女性が職業を持つことに対する考え方では、「職業を持ち、結婚や出産後も仕事を続ける」が64.2%、「いったん退職し、育児終了後再び職業を持つ」が21.0%と、職業を持ち続けることが望ましいとの考え方が大半を占めている。

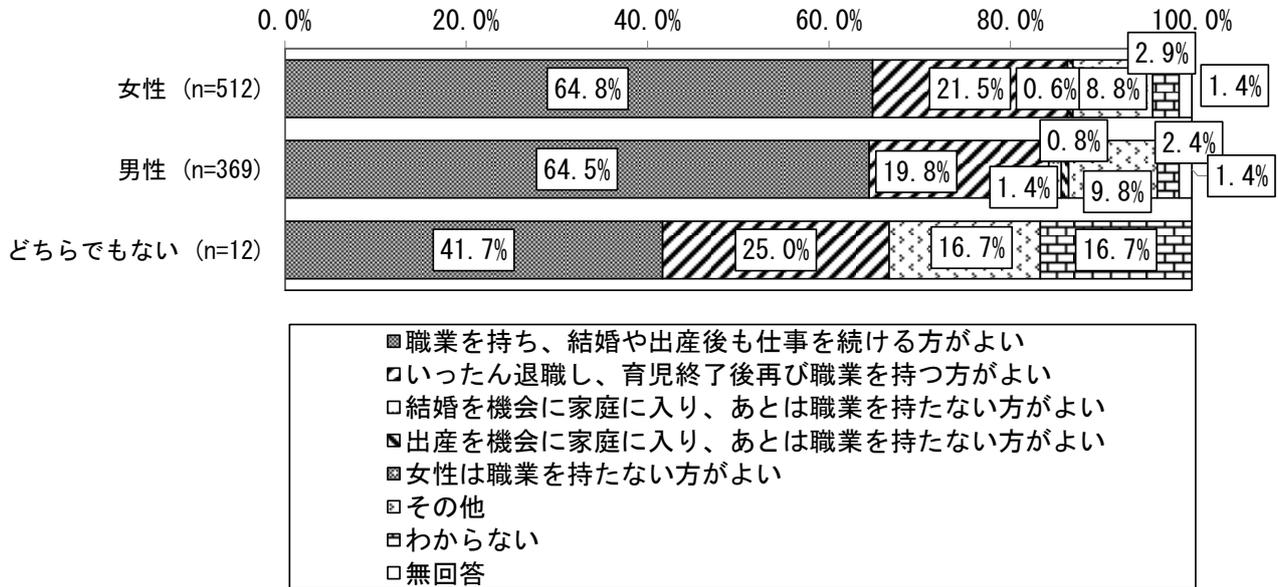
●前回調査と比較すると、「職業をもち、結婚や出産後も仕事を続ける」が大幅に増えている。

図表 女性が職業を持つことについての考え－全体



●性別にみると、男女ともに「職業を持ち、結婚や出産後も仕事を続ける」が多くなっており、男女に大きな差は見られない。どちらともいえない「職業を持ち、結婚や出産後も仕事を続ける」が41.7%と、男性、女性よりも約23%少なくなっている。

図表 女性が職業を持つことについての考え－性別

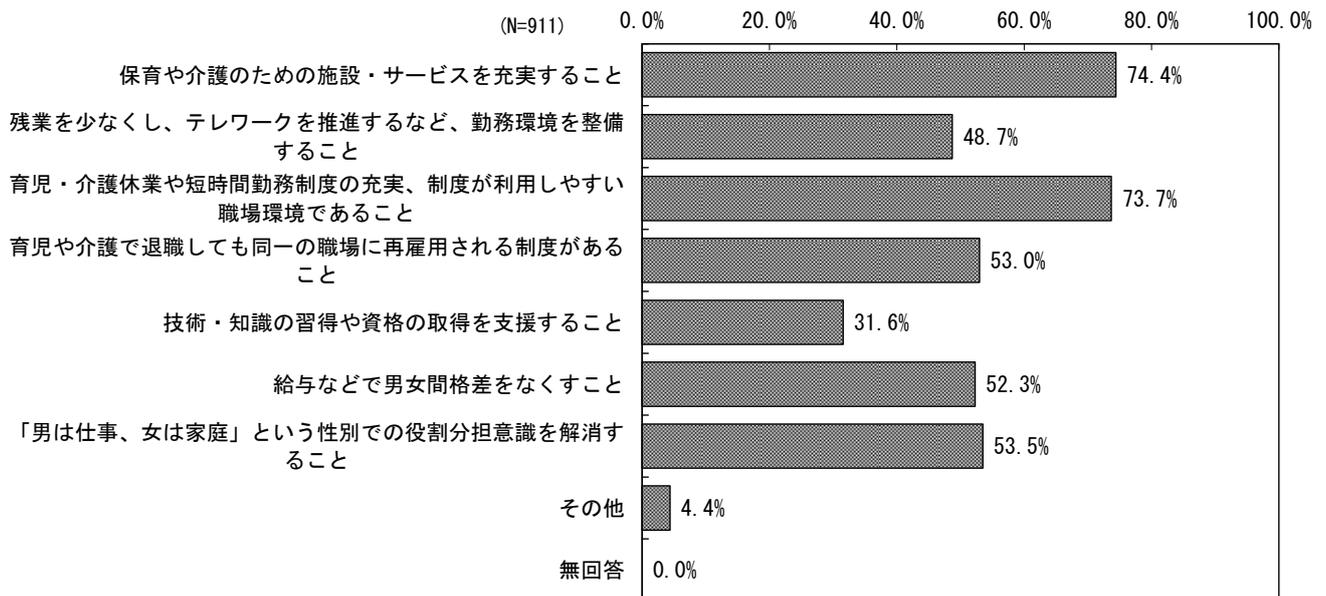


(4) 必要な支援

問4 育児や介護、家事などに費やす時間を男女間でバランスの取れたものとし、職業生活における男女の活躍をさらに推進するために、どのような支援が必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

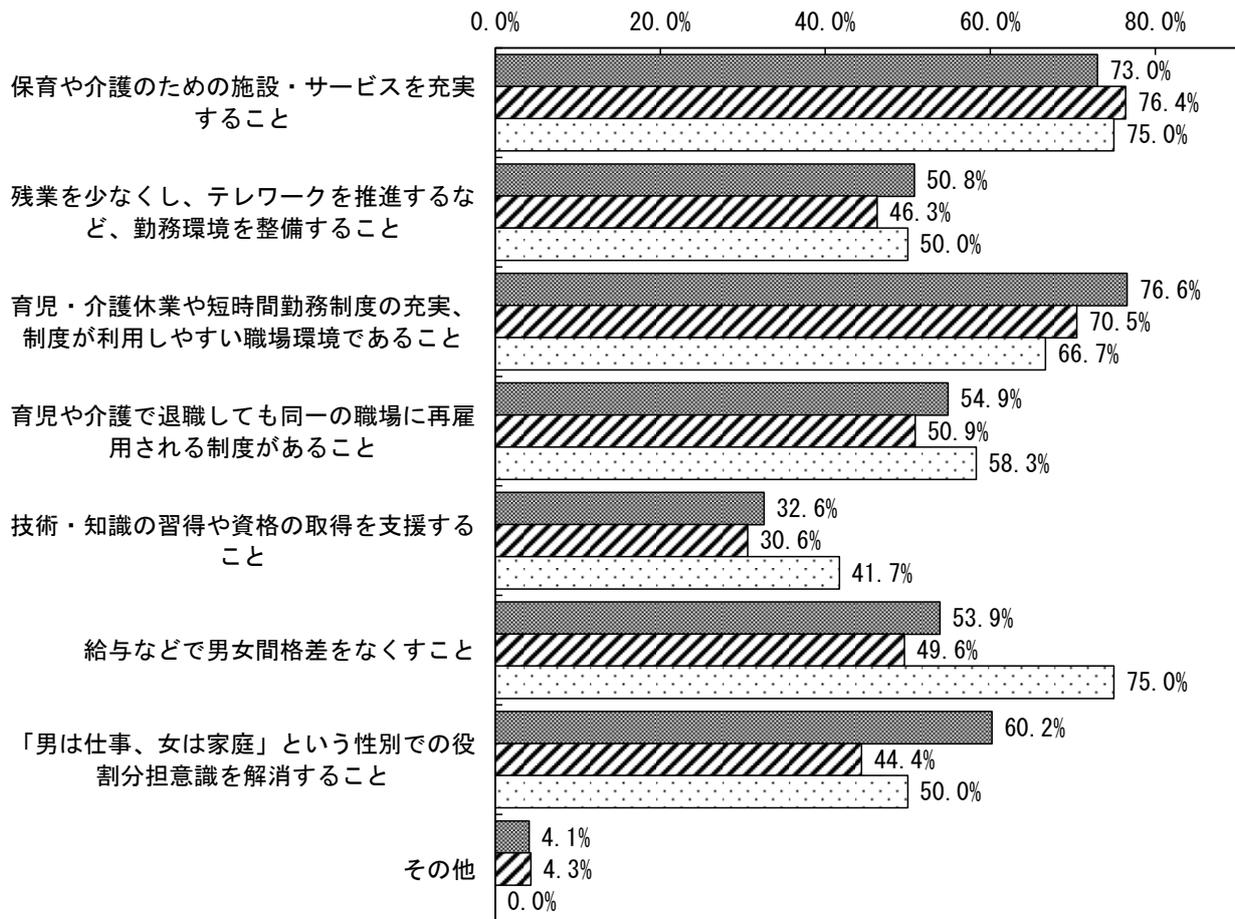
●職業生活における男女の活躍をさらに推進するために必要な支援については、「保育や介護のための施設・サービスの充実」が74.4%、「育児・介護休業や短時間勤務制度の充実、制度が利用しやすい職場環境」が73.7%であり、いずれも7割以上を占めている。

図表 必要な支援－全体



- 性別にみると、「保育や介護のための施設・サービスの充実」は男性の方が多くなっているが、他の項目は女性の方が多くなっている。
- 「給与などで男女間格差をなくすこと」はどちらともいえないが75.0%と突出して多くなっている。
- 『「男は仕事、女は家庭」という性別での役割分担の解消」については、特に女性の回答が多くなっている。

図表 必要な支援－性別



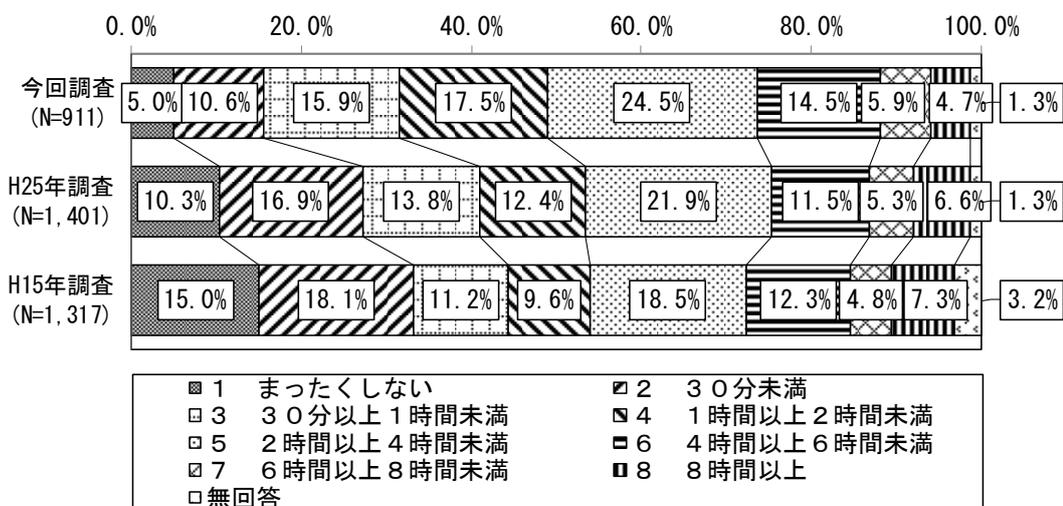
■女性 (n=512) □男性 (n=369) □どちらでもない (n=12)

(5) 平日の家事時間

問5 あなたが家事（育児・介護等を含めて）をする時間は、平日の平均で1日どのくらいですか。（いずれか1つに○）

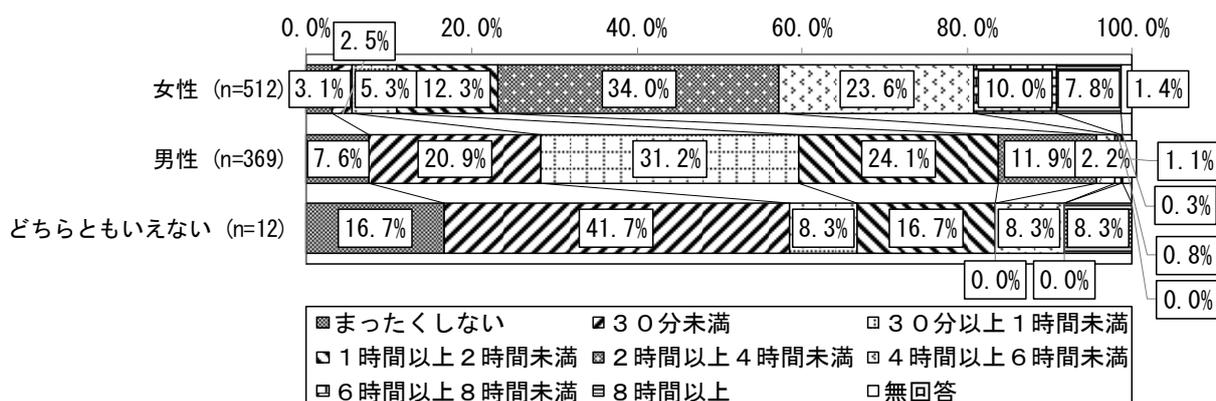
- 平日の家事時間では、「2時間以上4時間未満」が24.5%と最も多く、次いで「1時間以上2時間未満」の17.5%、「30分以上1時間未満」の15.9%などとなっている。
- 前回調査と比較すると、「まったくしない」や「30分未満」が減少し、「30分以上1時間未満」から「4時間以上6時間未満」の割合が増加している。

図表 平日の家事時間－全体



- 性別にみると、男性は、「30分以上1時間未満」が31.2%で最も多く、次いで「1時間以上2時間未満」が24.1%、「30分未満」が20.9%となっている。女性は、「2時間以上4時間未満」が34.0%で最も多く、次いで「4時間以上6時間未満」の23.6%、「1時間以上2時間未満」の12.3%となり、男性に比べて長い時間を費やしている人が多い。
- どちらともいえないは「30分未満」が41.7%、「まったくしない」が16.7%で、男性や女性よりも短い傾向にある。

図表 平日の家事時間－性別



(6) 家事・育児等の役割分担

家族でお住まいの方におたずねします。

問6 あなたの家庭では、次にあげるようなことは、現在どなたが担当されていますか。
 (現実)。また、理想としては、どなたが担当するのがいいと思いますか。(理想)
 現実から1つ、理想から1つを選んでください。(1つずつに○)。

●家事などの家庭内での役割分担については、「現実」ではいずれの項目においても、女性による「どちらかという自分」の回答が、男性より多くなっている。「ゴミ出し」、「自治会などの地域活動」は他の項目と比べて男性による「どちらかという自分」が多い。

●「理想」では、男女ともにどの項目も「半々ずつ分担」がほぼ半数以上となっている。

図表 家事・育児等の役割分担－性別（一覧）

		現実				理想			
		どちらか という 自分	半々ずつ 分担	どちらか という 自分以外	無回答	どちらか という 自分	半々ずつ 分担	どちらか という 自分以外	無回 答
1 食事のしたく	女性	79.9	7.9	7.9	4.3	27.1	60.3	3.8	8.8
	男性	8.5	12.1	76.6	2.8	3.1	59.4	33.0	4.5
2 食事の後かたづけ	女性	66.7	18.6	10.5	4.3	12.0	68.6	10.7	8.8
	男性	22.8	27.0	47.0	3.1	10.4	70.4	14.9	4.2
3 掃除	女性	69.7	17.9	8.1	4.3	11.5	74.8	4.9	8.8
	男性	15.5	31.3	48.7	4.5	7.0	73.0	15.8	4.2
4 洗濯	女性	72.2	14.5	9.2	4.1	28.8	58.1	3.8	9.2
	男性	11.3	18.0	68.2	2.5	5.9	62.8	25.9	5.4
5 ゴミ出し	女性	42.7	21.8	31.4	4.1	8.1	60.5	22.6	8.8
	男性	38.0	25.9	33.2	2.8	25.4	61.1	9.0	4.5
6 買物（日用品）	女性	61.3	24.8	9.2	4.7	25.0	61.1	5.8	8.1
	男性	9.3	43.4	44.2	3.1	4.2	74.1	16.6	5.1
7 家計の管理	女性	60.0	17.9	17.7	4.3	31.2	47.9	12.0	9.0
	男性	23.4	17.2	55.8	3.7	14.9	51.0	29.3	4.8
8 子どもの世話やし つけ	女性	51.5	20.9	7.7	19.9	7.3	69.9	4.3	18.6
	男性	3.4	36.6	44.5	15.5	1.4	76.1	12.1	10.4
9 高齢者や病人の介 護	女性	47.0	19.2	10.7	23.1	3.4	72.0	6.4	18.2
	男性	9.6	36.3	38.6	15.5	3.4	76.1	10.7	9.9
10 自治会などの地域 活動	女性	46.4	22.2	23.9	7.5	2.6	66.5	20.9	10.0
	男性	32.7	25.1	36.3	5.9	16.6	68.5	9.9	5.1

女性 (n=468) 男性 (n=355)

(7) 育児休業や介護休業について

問7 就労されている方におたずねします。(就労されていない方は問8へ)

問7-1 育児休業や介護休業について、あなたの職場ではまるものをお答えください。

(①、②のそれぞれについて、いずれか1つに○)

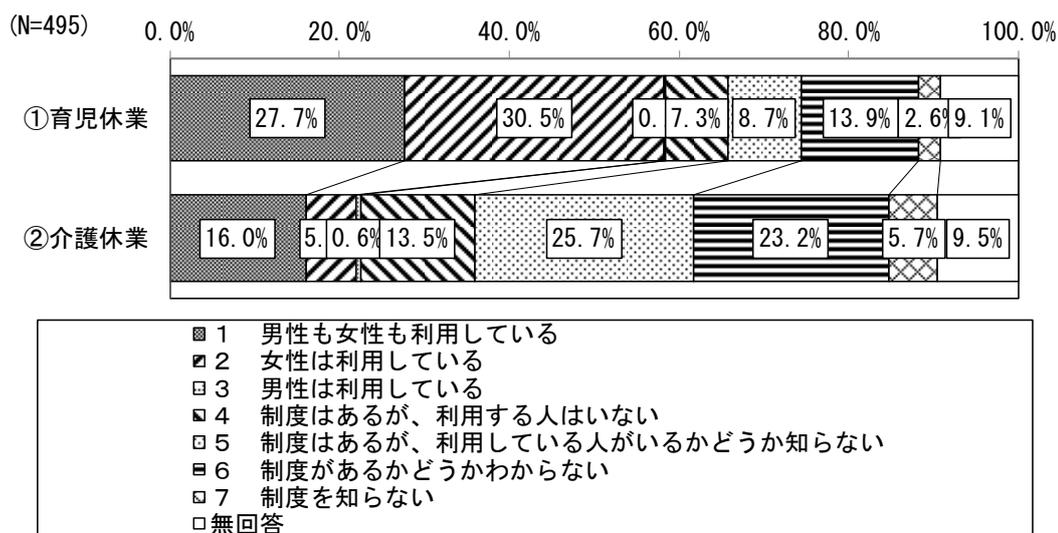
①育児休業について

②介護休業について

●育児休業制度や介護休業制度についての利用状況をたずねたところ、育児休業制度は、「女性は利用している」が30.5%で最も多くなっており、「男性も女性も利用している」が27.7%と続いている。

●介護休業制度では、「制度はあるが、利用している人がいるかどうか知らない」が25.7%、「制度があるかどうか知らない」が23.2%と多くなっている。

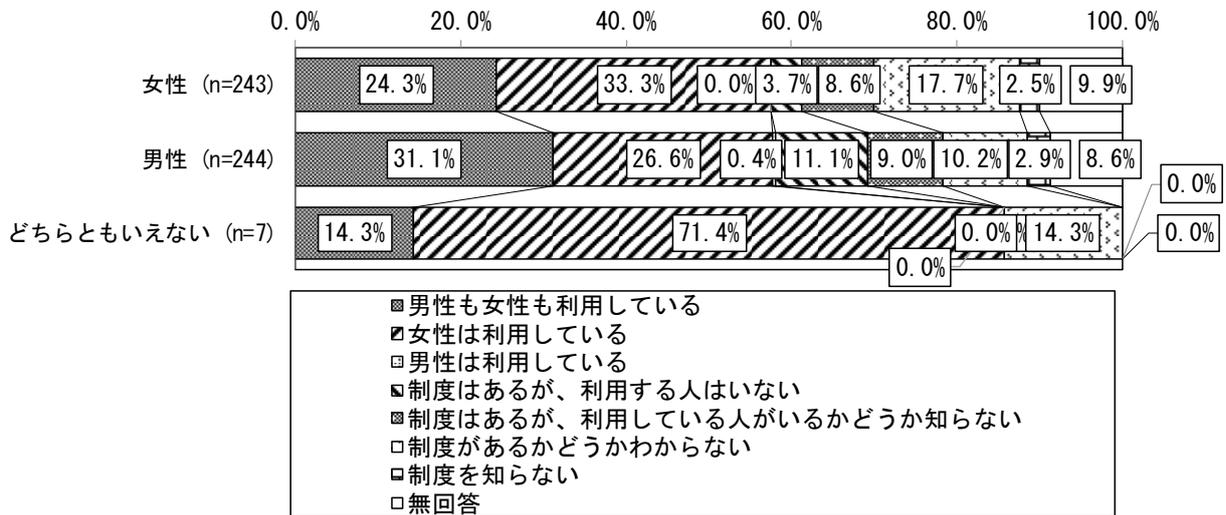
図表 育児休業や介護休業の利用状況－全体



① 育児休業について

●性別にみると、育児休業制度の利用状況は、女性は「女性は利用している」(33.3%)が多く、男性は「男性も女性も利用している」(31.3%)が多く、どちらともいえないは「男性も女性も利用している」(71.4%)が多くなっている。

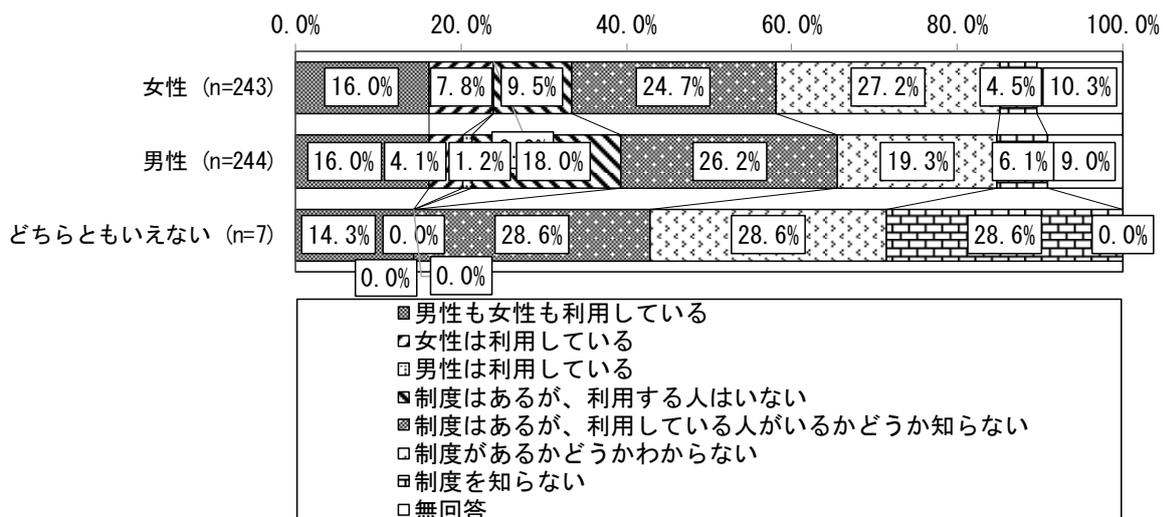
図表 育児休業の利用状況－性別



② 介護休業について

●同様に、性別に介護休業制度の利用状況をみると、「制度があるかどうか分からない」「制度はあるが、利用している人がいるかどうか知らない」が多くなっている。

図表 介護休業の利用状況－性別



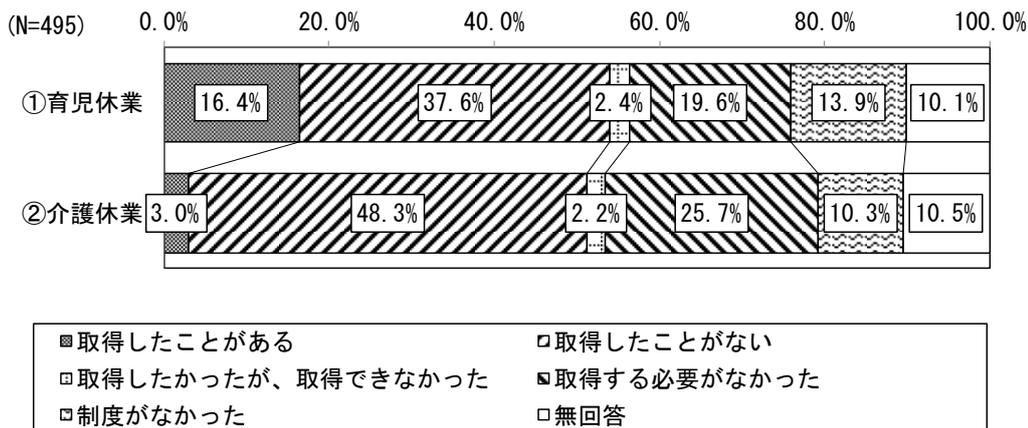
問7-2 あなたは育児休業や介護休業を取得したことはありますか。

①~②の項目ごとに1つずつ○をつけてください。

●育児休業制度や介護休業制度についての取得状況をたずねたところ、育児休業制度は、「取得したことがない」が37.6%で最も多くなっている。

●介護休業制度では、「取得したことがない」が48.3%と最も多くなっている。

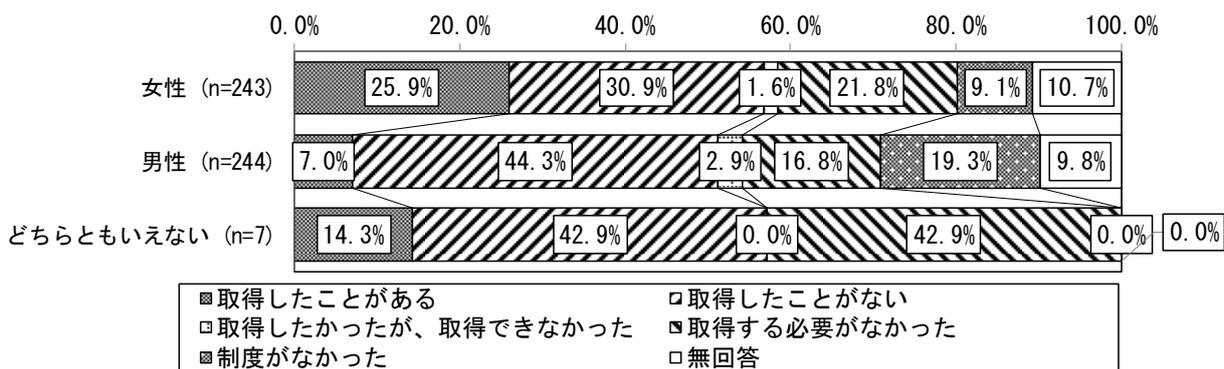
図表 育児休業や介護休業の取得状況－全体



① 育児休業について

●性別に育児休業制度の取得状況についてみると、どれも「取得したことがない」が最も多く、男性では「制度がなかった」が19.3%と他に比べて割合が大きくなっている。

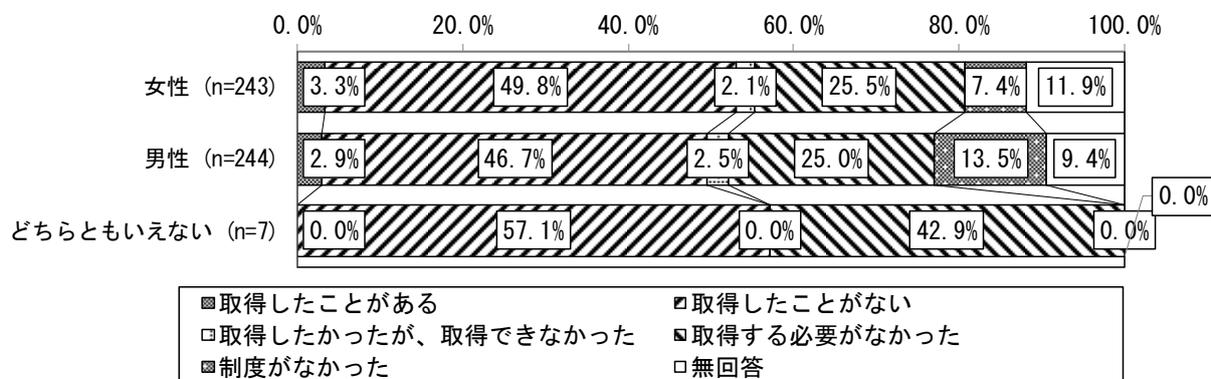
図表 育児休業の取得状況－性別



② 介護休業について

●同様に、性別に介護休業制度の取得状況を見ると、どれも「取得したことがない」が最も多くなっている。

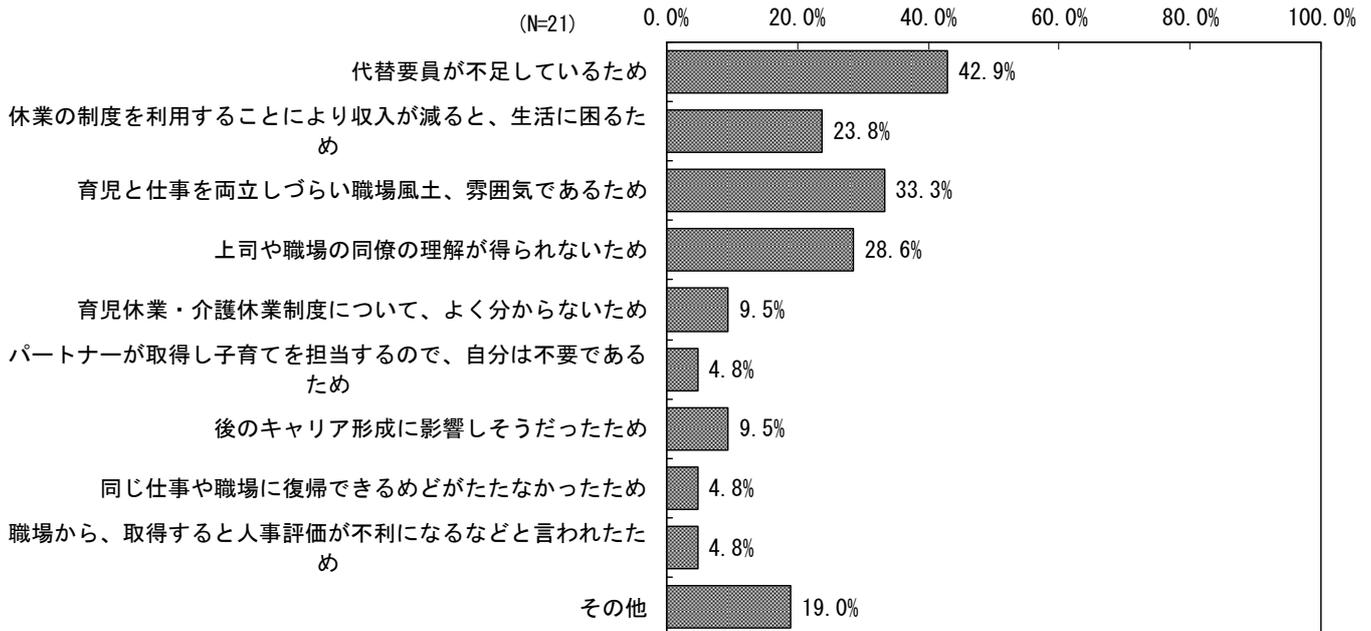
図表 介護休業の取得状況－性別



問7-2-1 前問でいずれか一つでも、「3取得したかったが、取得できなかった」を選択した方におたずねします。取得できなかった理由は何ですか。(〇は3つまで)

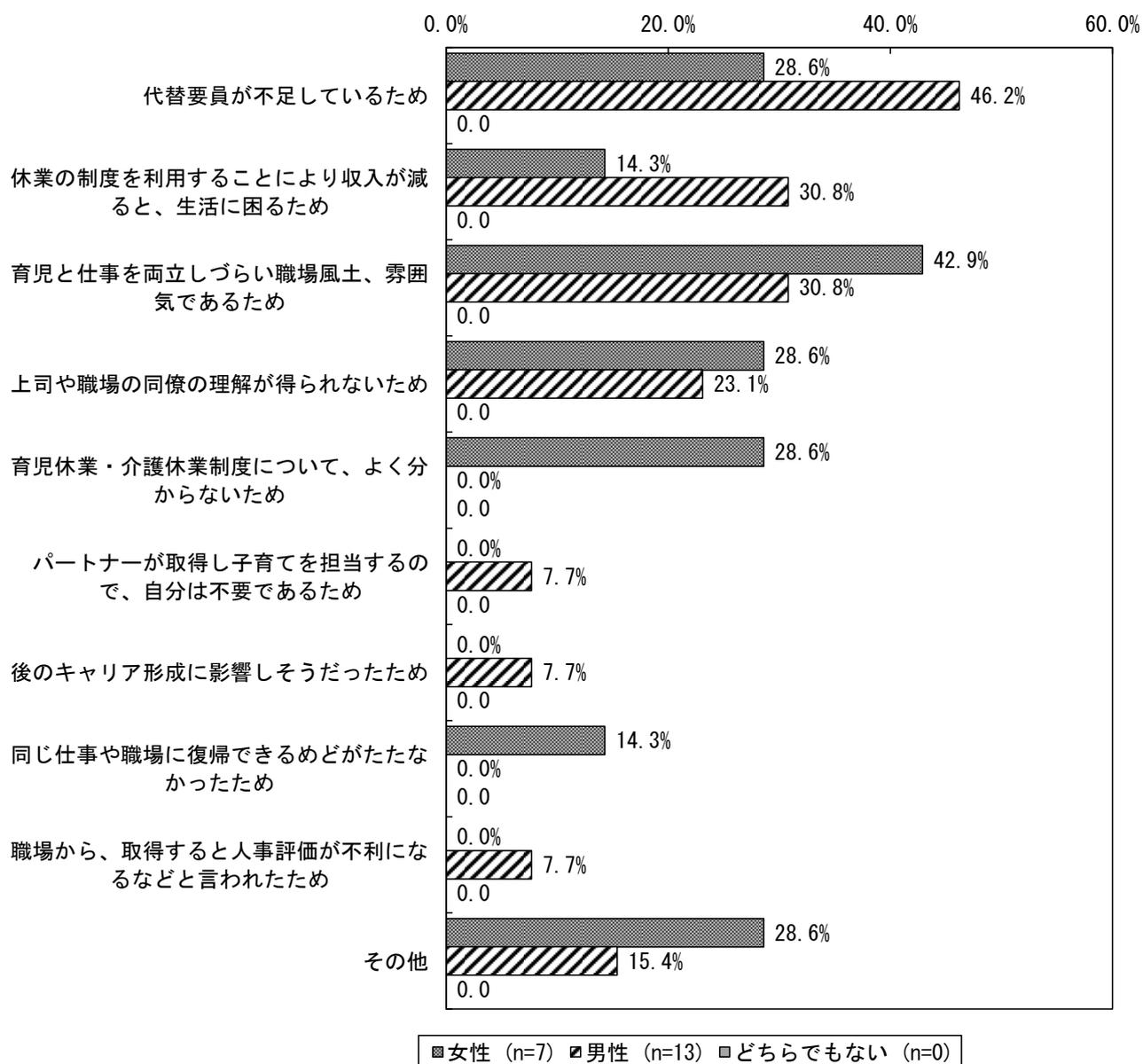
●「取得したかったが、取得できなかった」理由として、「代替要員が不足しているため」が42.9%と最も多く、「育児と仕事を両立しづらい職場風土、雰囲気であるため」が33.3%、「上司や職場の同僚の理解が得られないため」が28.6%となっている。

図表 取得できなかった理由－全体



●性別に見ると、男性では「代替要員が不足しているため」が46.2%で最も多く、女性では「育児と仕事を両立しづらい職場風土、雰囲気であるため」が42.9%で最も多くなっている。

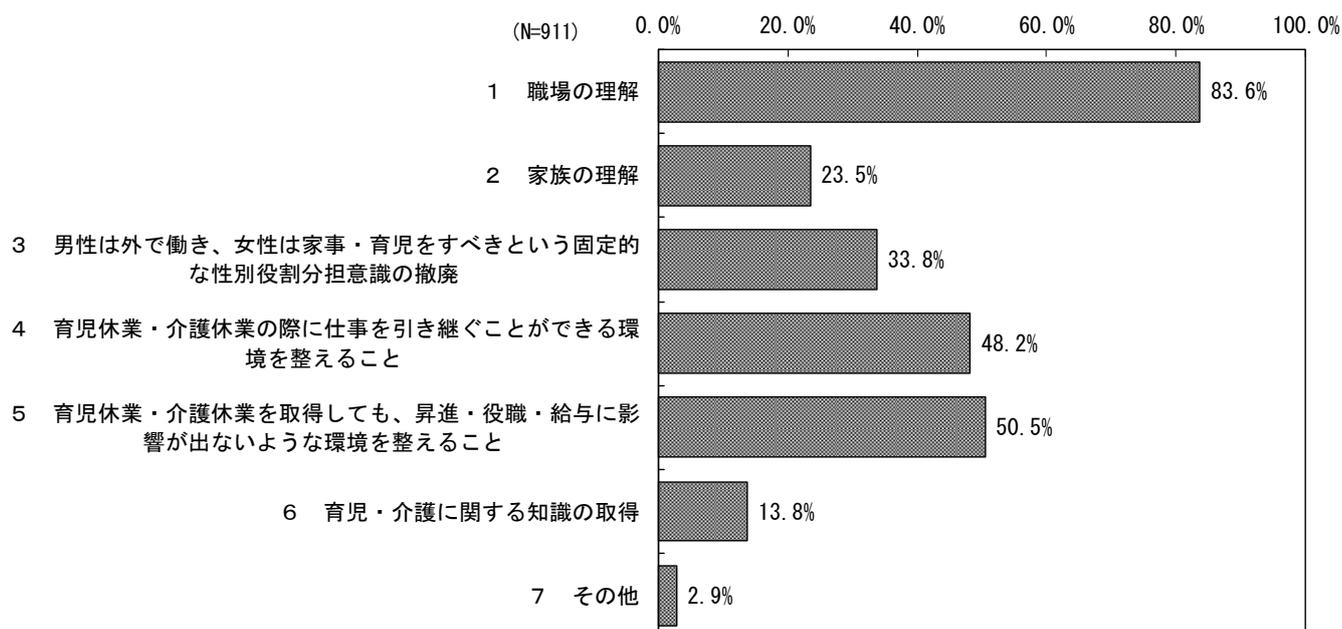
図表 取得できなかった理由－性別



問8 育児休業や介護休業制度が今よりも利用しやすくなるためには、どのようなことが必要だと思いますか。(〇は3つまで)

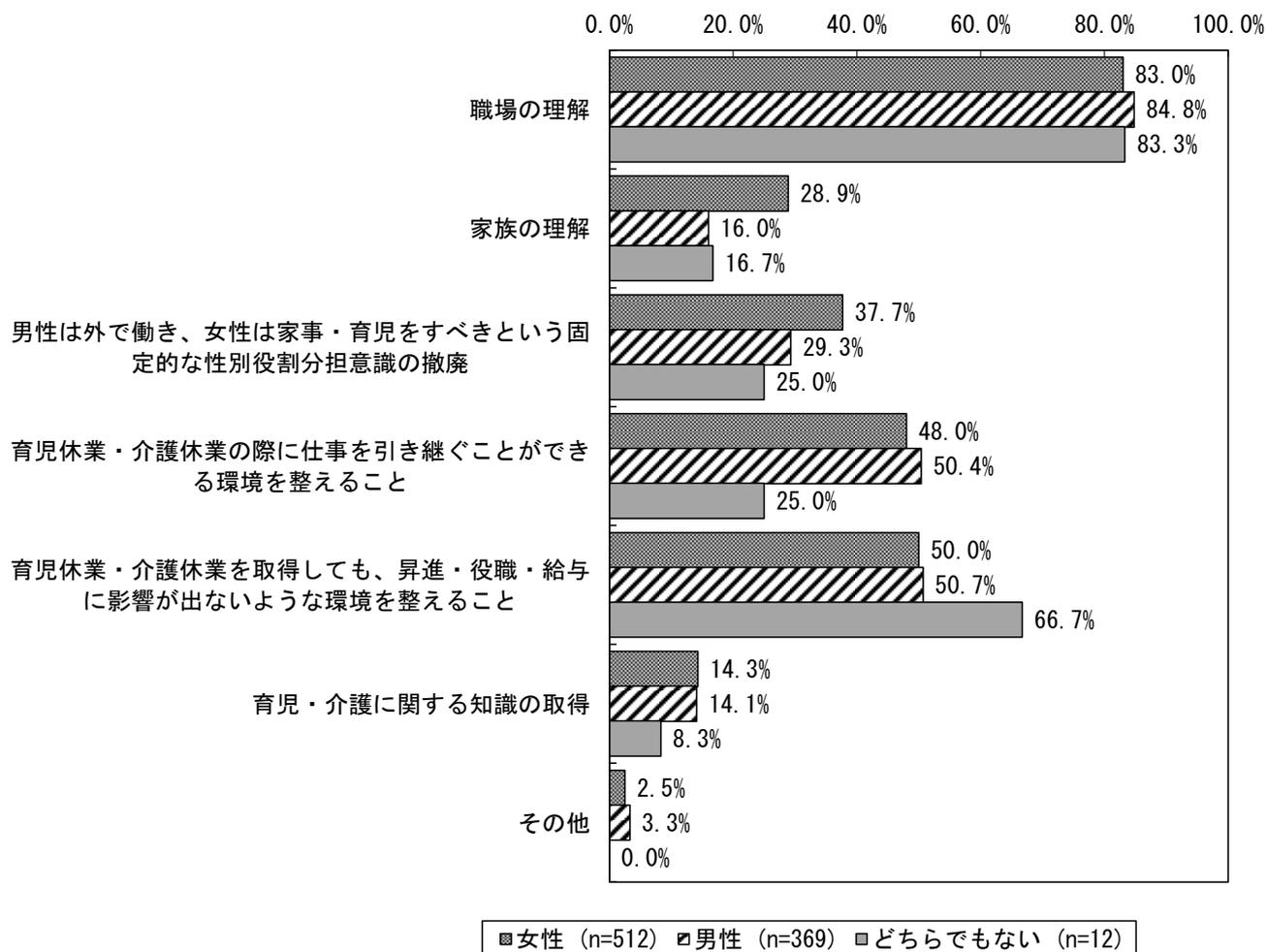
●制度を利用しやすくなるために必要なこととして、「職場の理解」が83.6%で最も多く、「育児休業・介護休業を取得しても、昇進・役職・給与に影響が出ないような環境を整えること」が50.5%、「育児休業・介護休業の際に仕事を引き継ぐことができる環境を整えること」が48.2%となっている。

図表 制度利用しやすくなるために必要なこと－全体



●性別に見ると、どれも「職場の理解」が最も多く8割以上となっている。

図表 制度利用しやすくなるために必要なこと－性別



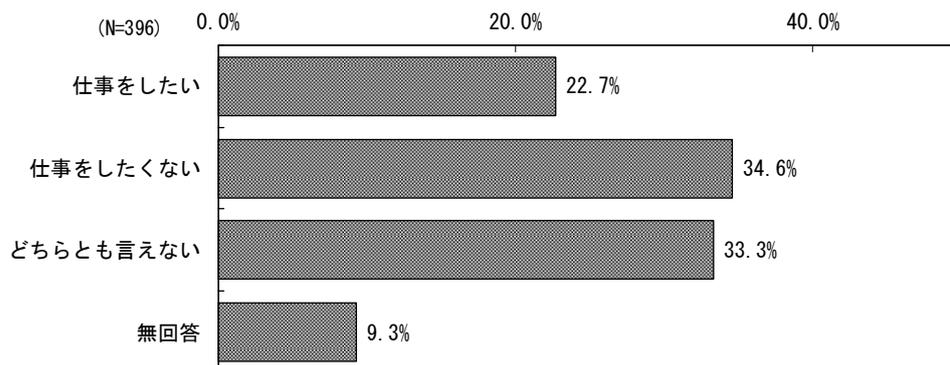
(8) 就労希望について

問9 就労されていない方におたずねします。

問9-1 今後仕事をしたいと思えますか。(いずれか1つに○)

●仕事をしていない人について、今後仕事を持ちたいかどうかをたずねたところ、「仕事をしたくない」が34.6%で最も多く、「どちらともいえない」が33.3%、「仕事をしたい」は22.7%となっている。

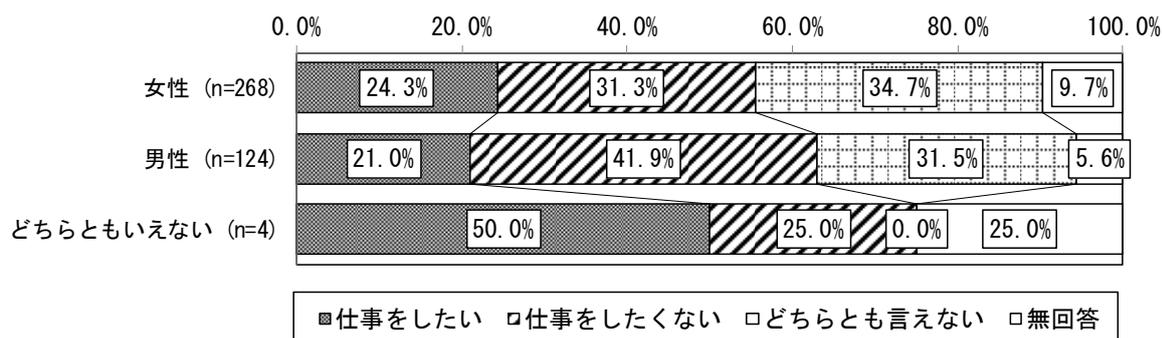
図表 仕事したいかー全体



●性別にみると、「仕事をしたくない」の割合は、女性より男性の方が10.6%多くなっている。

●女性については、「仕事をしたくない」が31.3%で全体の割合より低く、「どちらともいえない」が34.7%、「仕事をしたい」は24.3%となっている。

図表 仕事したいかー性別

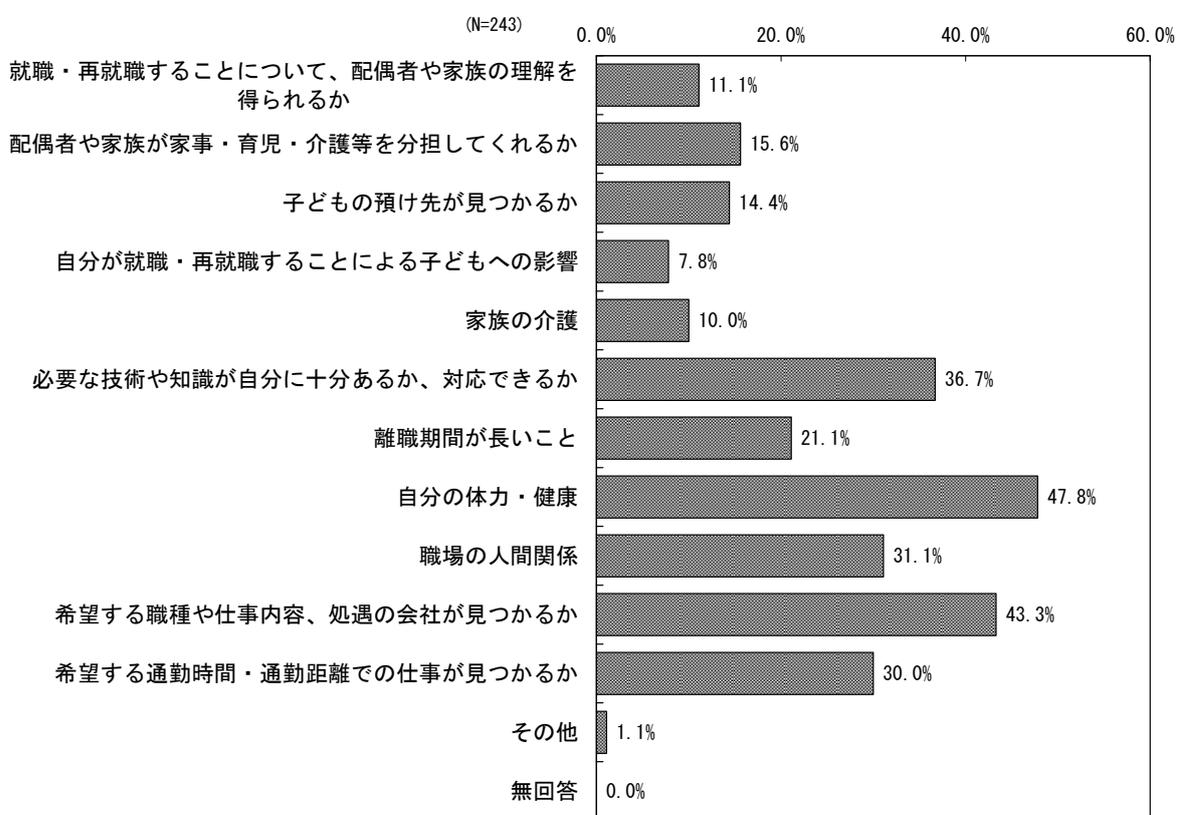


問9-2 問9-1で「1 仕事をしたい」と回答した方におたずねします。

あなたが今後、就労する上で、不安に思うことや問題になることは何ですか。(〇は3つまで)

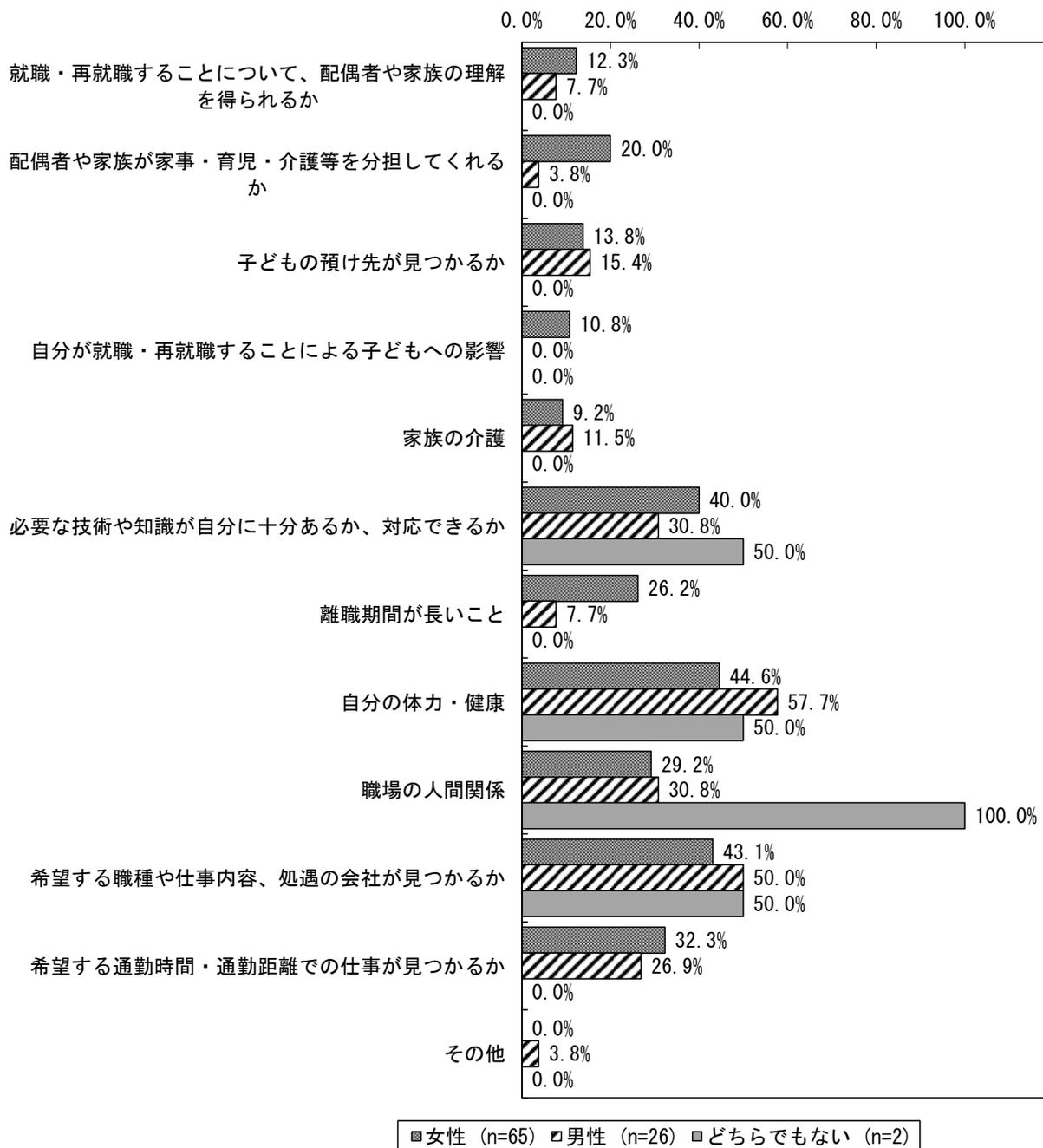
●今後、就労する上で不安や問題となることでは、「自分の体力・健康」が47.8%、「希望する職種や仕事内容、処遇の会社が見つかるか」が43.3%、「必要な技術や知識が自分に十分にあるか、対応できるか」が36.7%、「希望する通勤時間・通勤距離での仕事が見つかるか」が30.0%となっている。

図表 今後、就業する上での不安や問題－全体



- 性別にみると、男女間で特に差異が大きい項目としては、「離職期間が長いこと」、「配偶者や家族が家事・育児・介護等を分担してくれるか」で差が15%以上と極端に大きくなっている。
- どちらでもないは、「職場の人間関係」が突出して多くなっている。

図表 今後、就業する上での不安や問題－性別

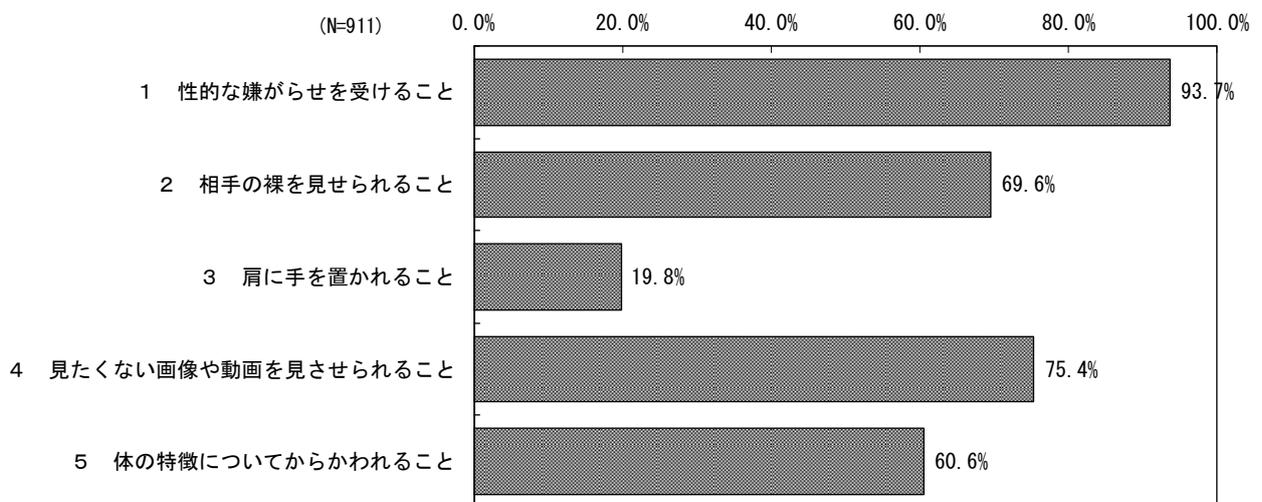


(9) 性暴力について

問 10 あなたが「性暴力」に当たると考えるのはどれですか。
(あてはまるものすべてに○)

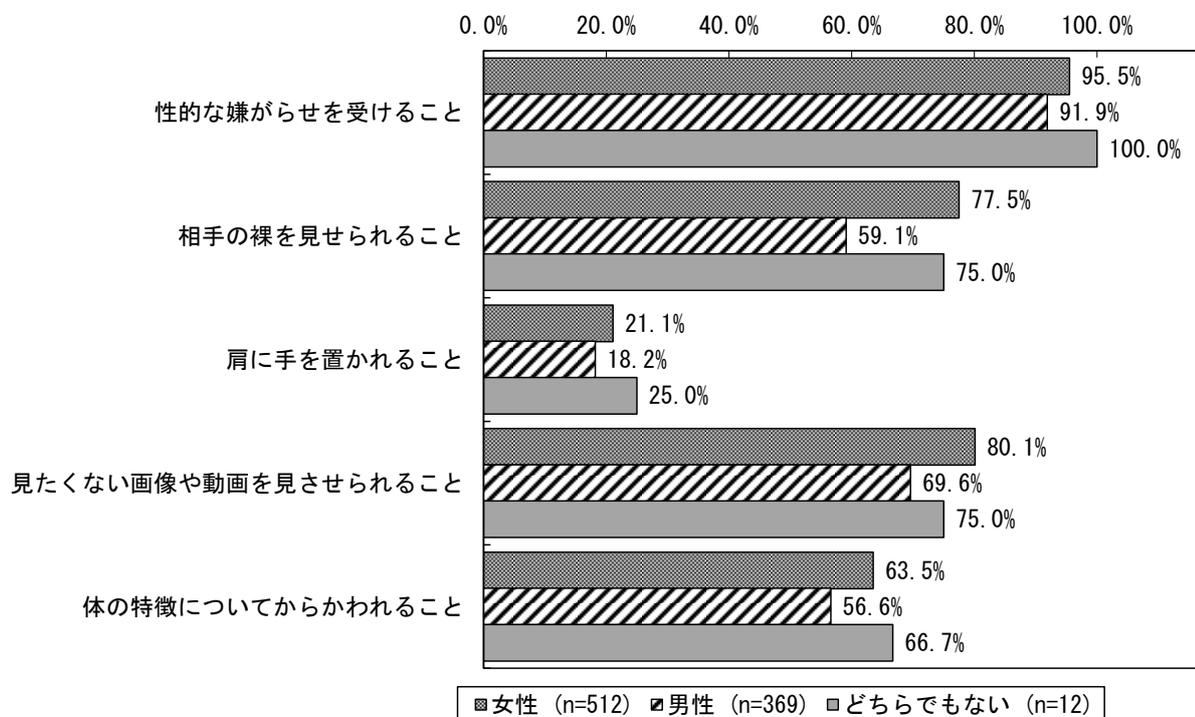
● 「性暴力」に当たると考えるものとしては、「性的な嫌がらせを受けること」が 93.7%で最も多く、「見たくない画像や動画を見せられること」が 75.4%、「相手の裸を見せられること」が 69.6%、「体の特徴についてからかわれること」が 60.6%となっている。

図表 「性暴力」に当たると考えるもの－全体



●性別に見ると、「相手の裸を見せられること」は男女 18.4%の差となっているが、他の項目では、大きな差は見られない。

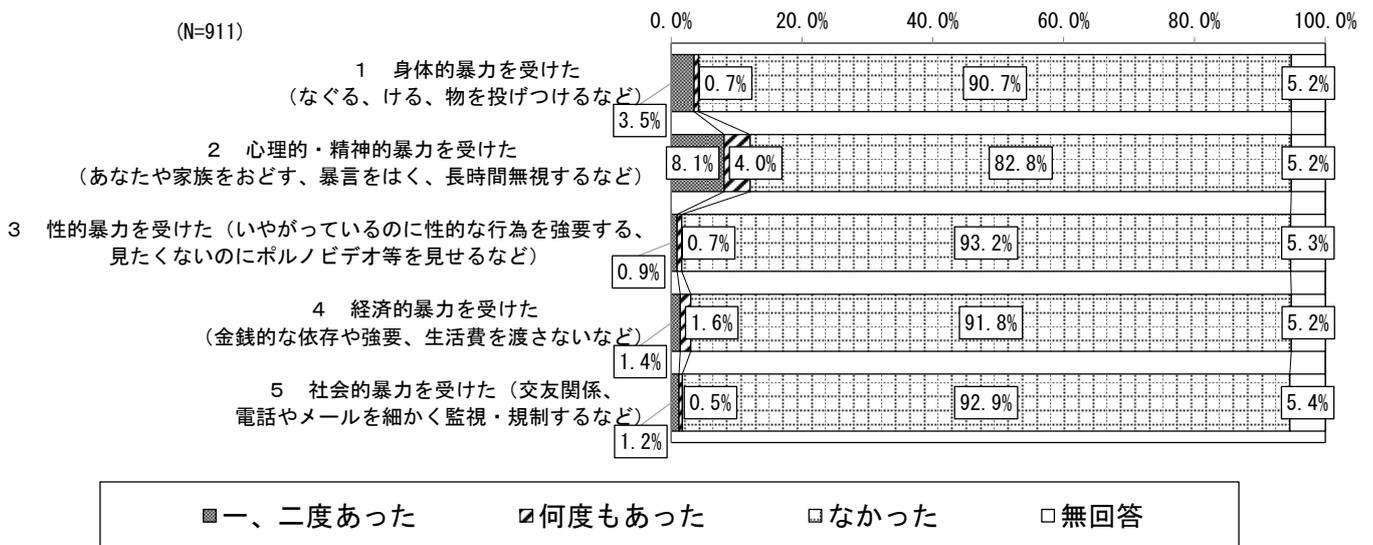
図表 「性暴力」に当たると考えるもの－性別



問 11 あなたは、最近5年間で、配偶者（事実婚を含む）や交際相手から次のようなこと（DV、デートDV）を受けて怖いと感じるような経験がありましたか。（それぞれいずれか1つに○）

●ドメスティック・バイオレンスを受けて怖いと感じるような経験があったかどうかについて、「一、二度あった」「何度もあった」の合計の割合をみると、「心理的・精神的暴力を受けた」において12.1%と多く、「身体的暴力を受けた」が4.2%と続いている。

図表 ドメスティック・バイオレンス経験の有無－全体



●性別にみると、いずれの項目においても「一、二度あった」や「何度もあった」との回答は、「女性」が「男性」を上回っている。特に「心理的・精神的暴力を受けた（あなたや家族をおどす、暴言をはく、長時間無視するなど）」は他の項目に比べ「一、二度あった」、「何度もあった」の割合が多くなっている。

図表 ドメスティック・バイオレンス経験の有無－性別

(%)

		一、二度 あった	何度も あった	なかった	無回答
1 身体的暴力を受けた（なぐる、ける、物を投げつけるなど）	女性	4.5	0.8	88.7	6.1
	男性	1.6	0.5	94.9	3.0
2 心理的・精神的暴力を受けた（あなたや家族をおどす、暴言をはく、長時間無視する）	女性	10.4	5.7	77.9	6.1
	男性	4.9	1.6	90.5	3.0
3 性的暴力を受けた（いやがっているのに性的な行為を強要する、見たくないのにポルノビデオ等を見せる）	女性	1.4	1.2	91.2	6.3
	男性	0.3	-	96.7	3.0
4 経済的暴力を受けた（金銭的な依存や強要、生活費を渡さないなど）	女性	1.4	2.7	89.6	6.3
	男性	1.1	-	96.2	2.7
5 社会的暴力を受けた（交友関係、電話やメールを細かく監視・規制するなど）	女性	1.4	1.0	91.2	6.4
	男性	1.1	-	95.9	3.0

女性 (n=512)

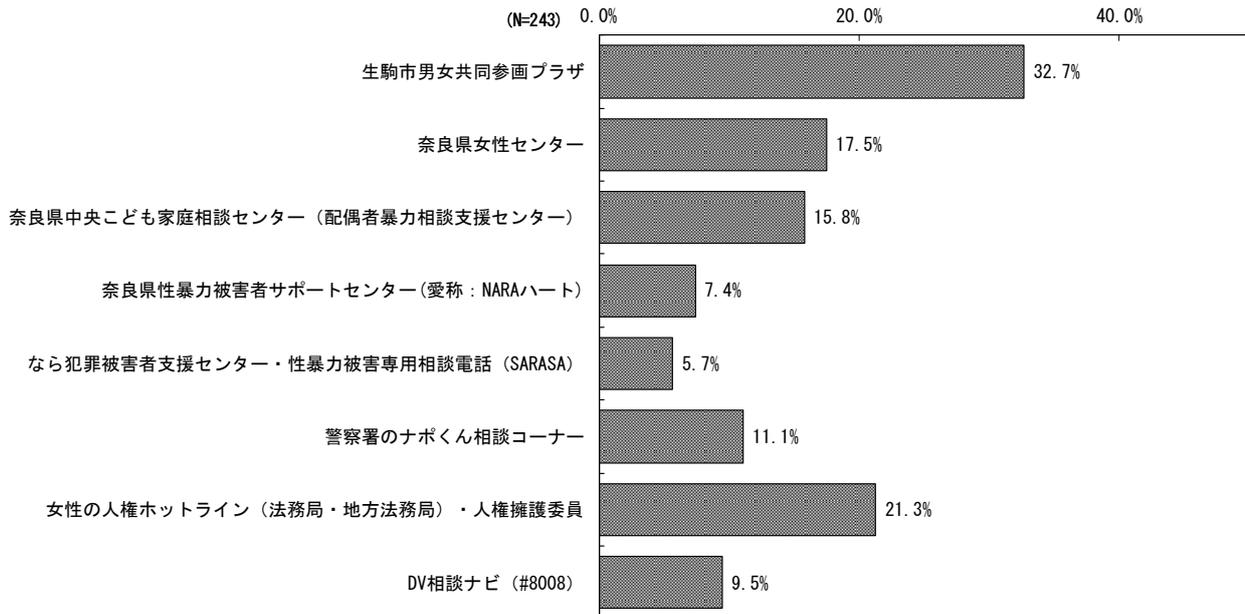
男性 (n=369)

(10) ドメスティック・バイオレンスの相談窓口

問 12 女性に対する暴力や様々な悩みなどに関する相談窓口などについて、あなたが知っているものを選んでください。(あてはまるものすべてに○)

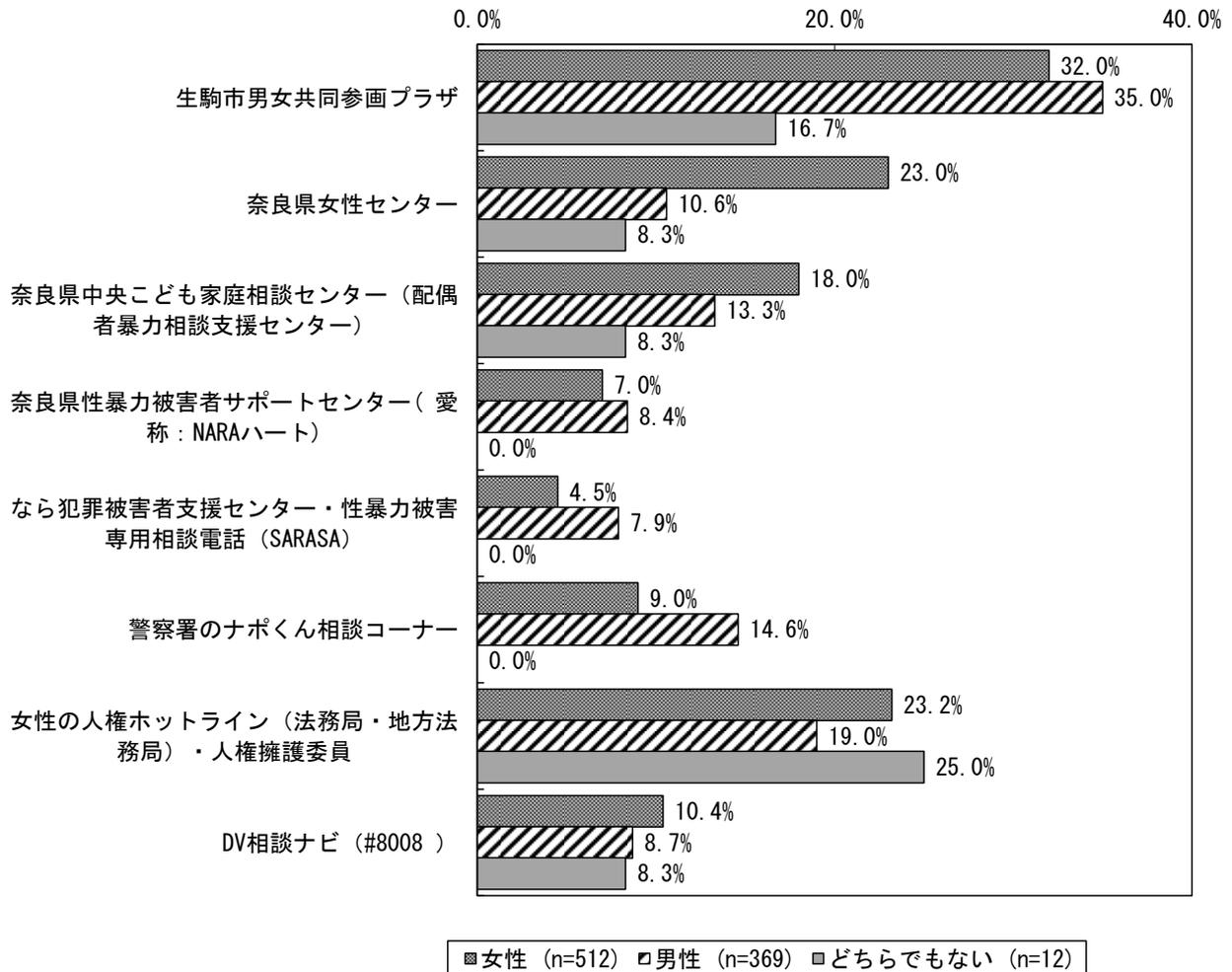
●知っている相談窓口をたずねたところ「生駒市男女共同参画プラザ」が32.7%と最も多くなっており、「女性の人権ホットライン（法務局・地方法務局）・人権擁護委員」が21.3%などとなっている。

図表 知っているドメスティック・バイオレンスの相談窓口－全体



●性別にみると、「奈良県女性センター」では女性が23.0%対し、男性が10.6%で男女差が大きくなっている。

図表 知っているドメスティック・バイオレンスの相談窓口－性別



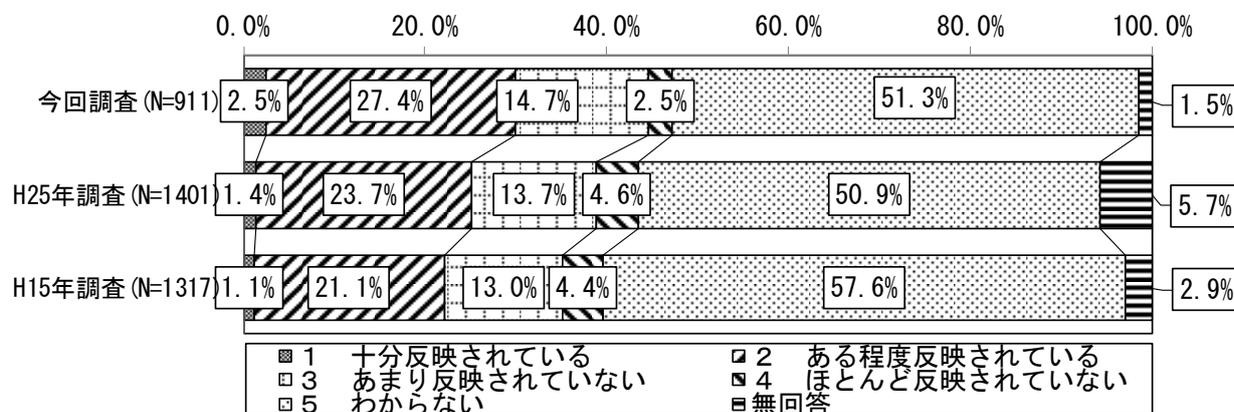
(11) 生駒市の政策等について

問13 生駒市の政策等についておたずねします。

問13-1 あなたは、現在の生駒市の政策に女性の意見がどの程度反映されていると思いますか。(いずれか1つに○)

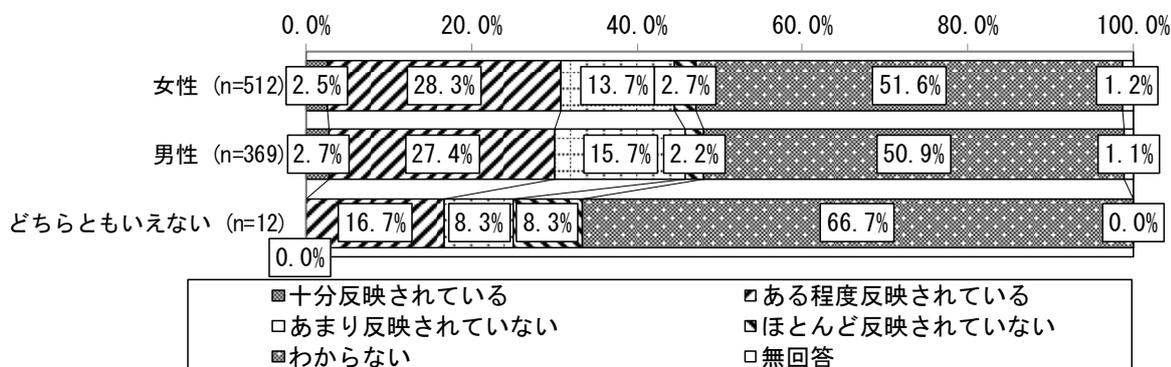
- 生駒市の政策に女性の意見がどの程度反映されているかでは、「わからない」が 51.3%と半数にのぼっている。次いで「ある程度反映されている」が 27.4%で、「十分反映されている」の 2.5%と合わせると「反映されている」との意見が 29.9%で、「あまり反映されていない」と「ほとんど反映されていない」を合わせた「反映されていない」の 17.2%を上回っている。
- 前回までの調査と比較すると、「十分反映されている」「ある程度反映されている」の割合は、回数を重ねるごとに増加している。

図表 生駒市の政策への女性の意見の反映状況－全体



- 性別にみると、どの項目でも男女間に大きな差は見られない。

図表 生駒市の政策への女性の意見の反映状況－性別



(12) 女性の意見が反映されていない理由

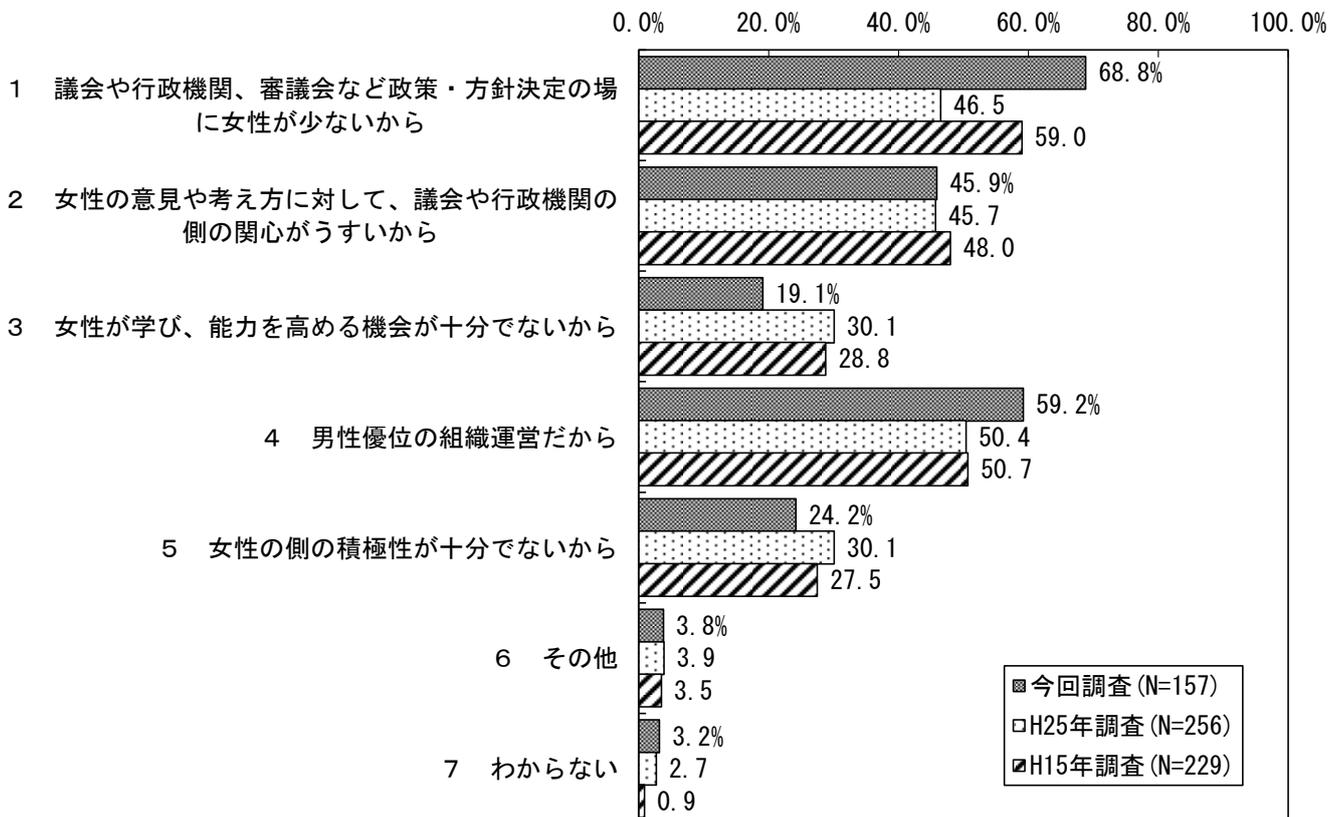
問13-2 前問で「3 あまり反映されていない」「4 ほとんど反映されていない」と答えられた方におたずねします。

生駒市の政策に女性の意見が反映されていないのは、主にどのような理由からだと思えますか。(〇は3つまで)

●女性の意見が反映されていない理由では、「議会や行政機関、審議会など政策・方針決定の場に女性が少ないから」が68.8%、「男性優位の組織運営だから」が59.2%、「女性の意見や考え方に対して、議会や行政機関の側の関心がうすいから」が45.9%などとなっている。

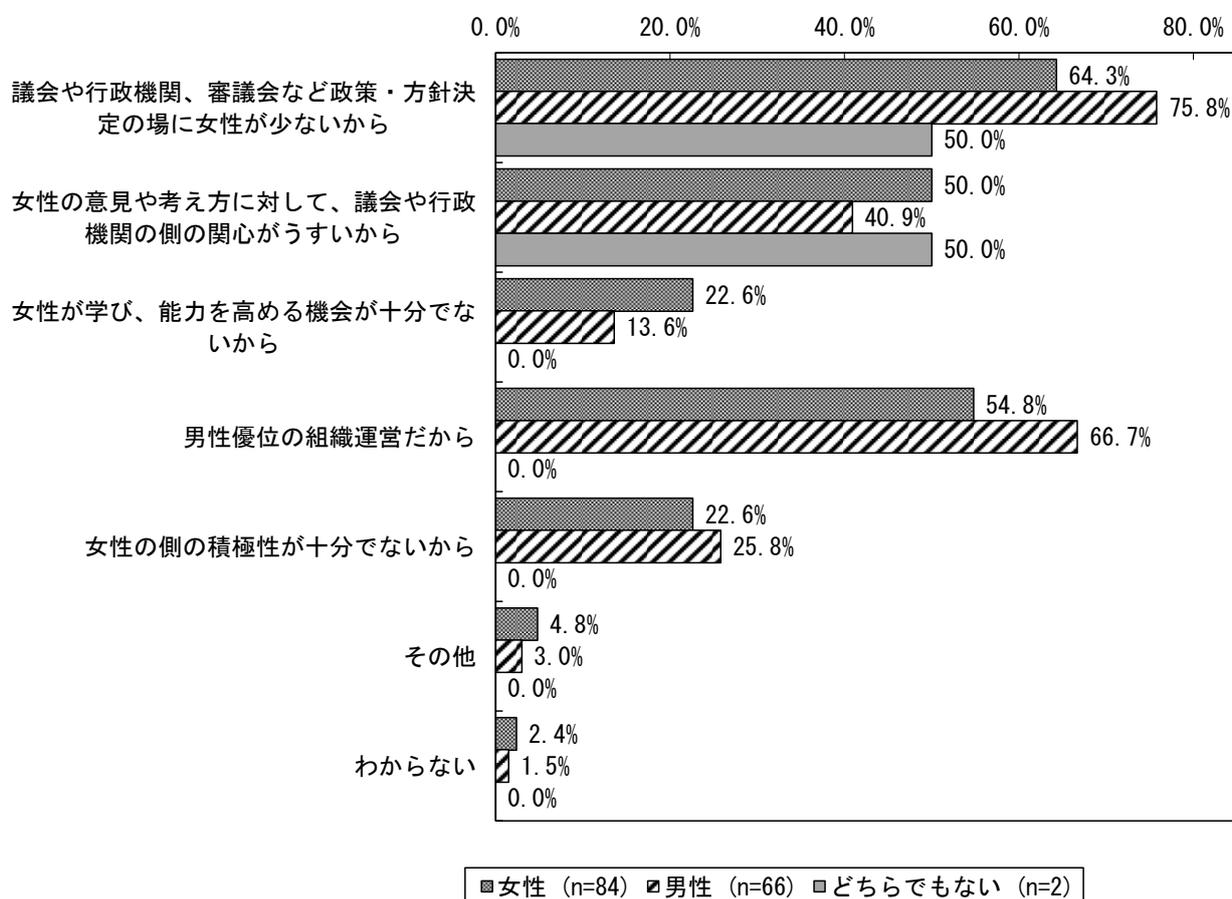
●前回調査と比較すると、「議会や行政機関、審議会など政策・方針決定の場に女性が少ないから」が46.5%から68.8%と大幅に増加している。逆に、「女性が学び、能力を高める機会が十分でないから」が30.1%から19.1%に大きく減少している。

図表 女性の意見が反映されていない理由－全体



●性別にみると、「女性の意見や考え方に対して、議会や行政機関の側の関心がうすいから」や「女性が学び、能力を高める機会が十分でないから」は「女性」のほうが「男性」を上回って多くなっている。

図表 女性の意見が反映されていない理由－性別



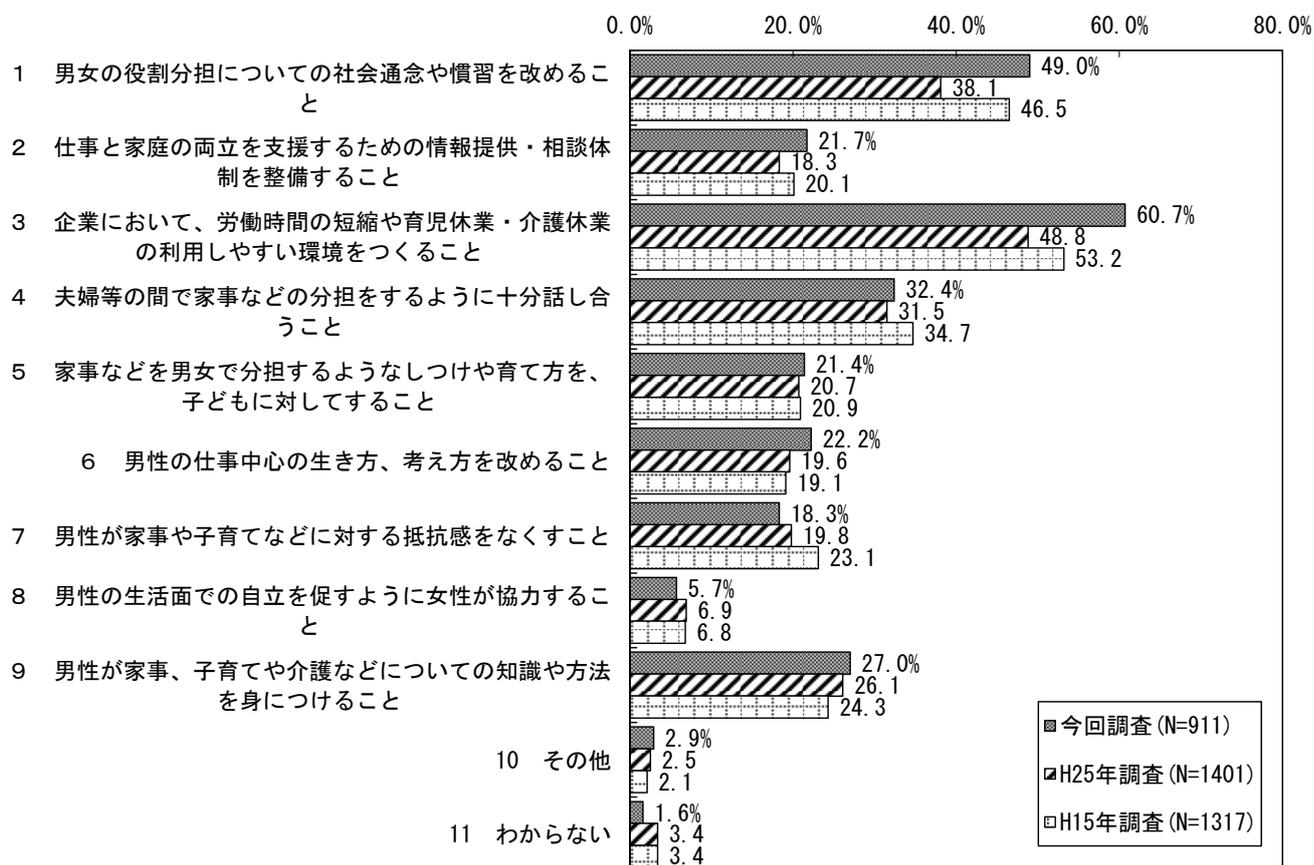
(13) 男性が参画していくために必要な事項

問14 今後、男性が女性と共に家事、子育てや教育、介護、地域活動に積極的に参画していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。(〇は3つまで)

●今後、男性が女性と共に家事、子育てや教育、介護、地域活動に積極的に参画していくために必要な事項としては、「企業において、労働時間の短縮や育児休業・介護休業の利用しやすい環境をつくること」が60.7%、「男女の役割分担についての社会通念や慣習を改めること」が49.0%、「夫婦等の中で家事などの分担をするように十分話し合うこと」が32.4%などとなっている。

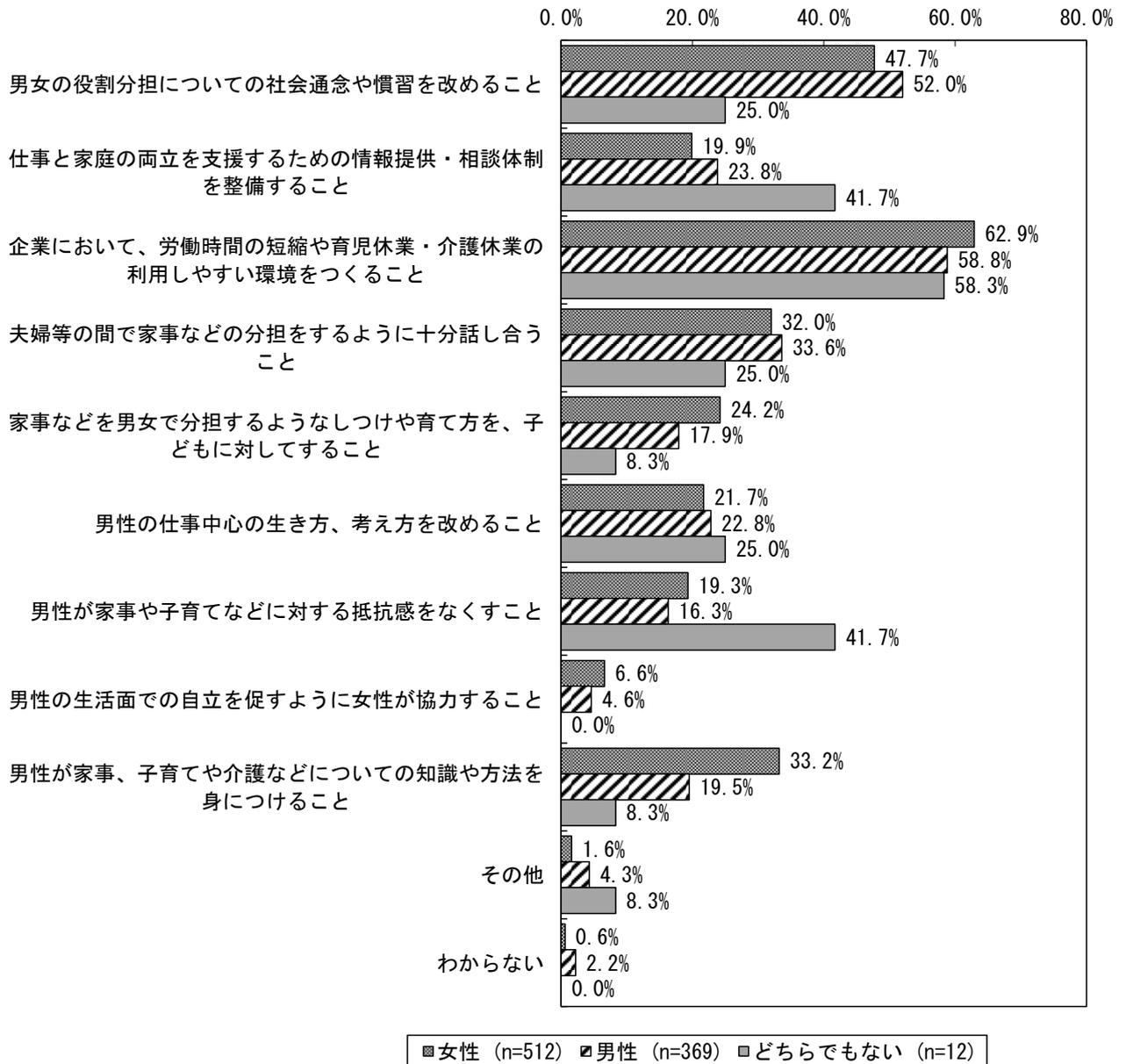
●前回調査と比較すると、「男女の役割分担についての社会通念や慣習を改めること」と「企業において、労働時間の短縮や育児休業・介護休業の利用しやすい環境をつくること」が増加しており、他の項目においては大きな差は見られない。

図表 男性が参画していくために必要な事項－全体



●性別にみると、「男性が家事、子育てや介護などについての知識や方法を身につけること」で「女性」のほうが「男性」よりも13.7%多く、他の項目では男女で大きな差は見られない。

図表 男性が参画していくために必要な事項－性別

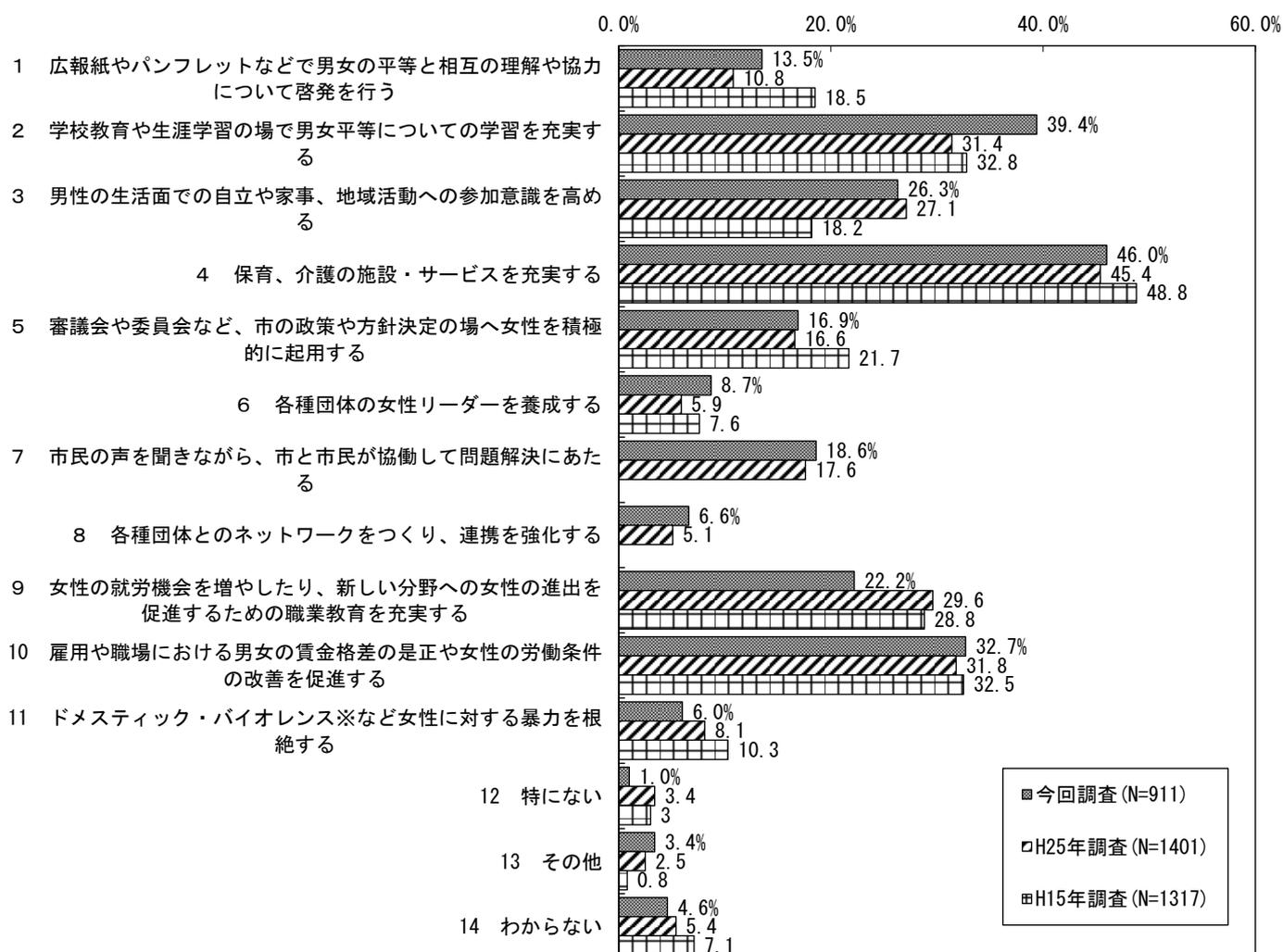


(14) 生駒市が力を入れていくべき施策

問15 男女共同参画社会をつくるために、生駒市ではどのような施策に力を入れていくべきだと思いますか。(〇は3つまで)

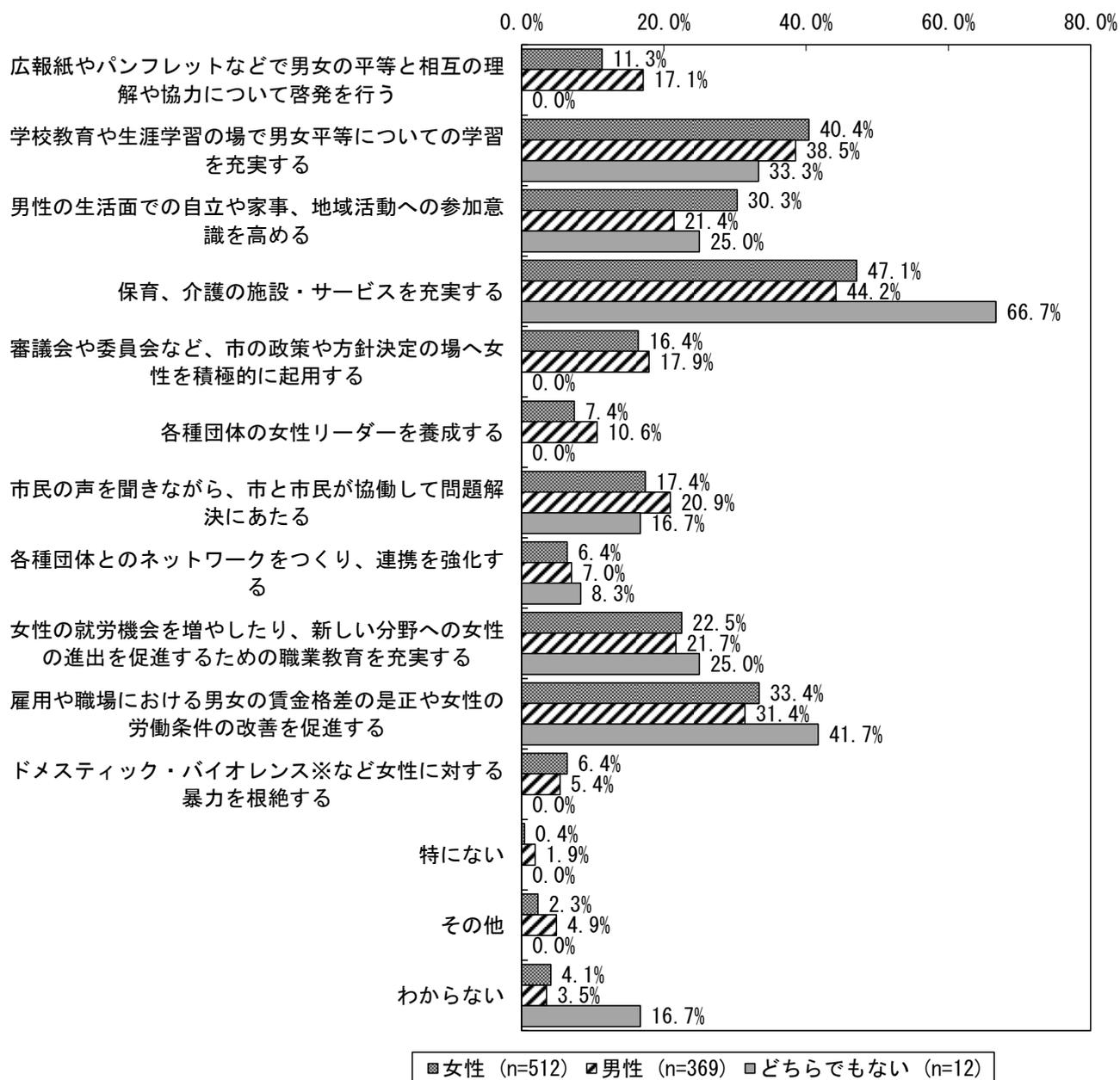
- 生駒市が力を入れていくべき施策では、「保育、介護の施設・サービスを充実する」が46.0%と最も多く、次いで「学校教育や生涯学習の場で男女平等についての学習を充実する」が39.4%、「雇用や職場における男女の賃金格差の是正や女性の労働条件の改善を促進する」が32.7%、「男性の生活面での自立や家事、地域活動への参加意識を高める」が26.3%などとなっている。
- 前回調査と比較すると、「学校教育や生涯学習の場で男女平等についての学習を充実する」は前回の31.4%から39.4%と増加し、「女性の就労機会を増やしたり、新しい分野への女性の進出を促進するための職業教育を充実する」は29.6%から22.2%へと減少している。

図表 生駒市が力を入れていくべき施策－全体



●性別にみると、「男性の生活面での自立や家事、地域活動への参加意識を高める」では、「女性」の30.3%に対して「男性」は21.4%と差異が大きく、女性は男性の家事労働における自立や地域活動への積極的な関与が必要と考えている。「保育、介護の施設・サービスを充実する」では、「どちらでもない」が多くなっている。それ以外の項目で、男女間での大きな傾向に差異はみられない。

図表 生駒市が力を入れていくべき施策－性別



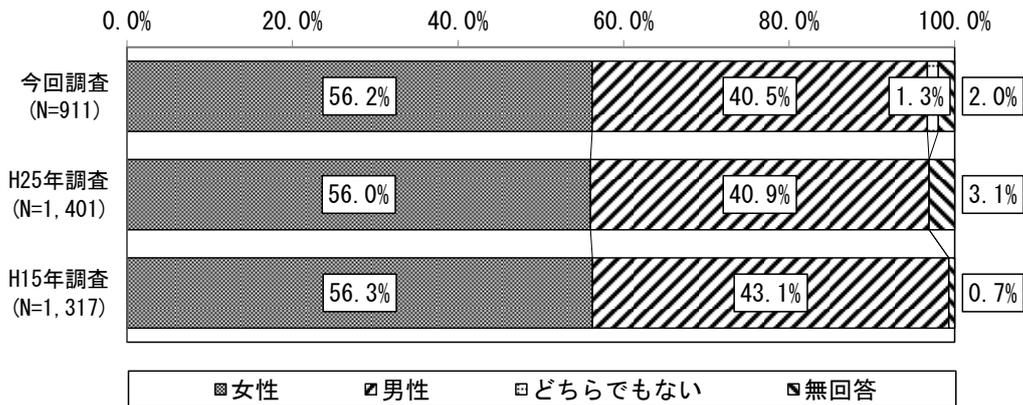
(15) 自由記述

2. 回答者の属性

(1) 性別

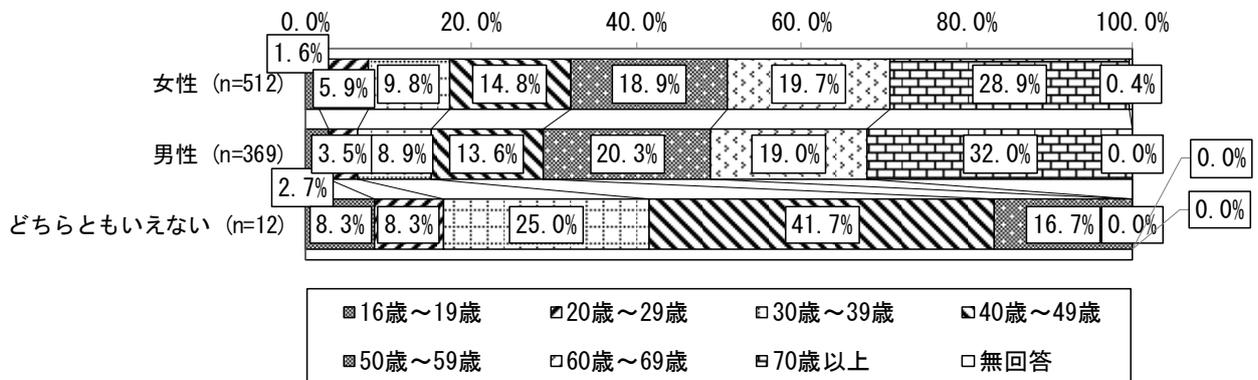
- 回答者の性別では、「女性」が56.2%で、「男性」が40.5%となっている。
- 前回（H25）調査と大きな差異はなかった。

図表 性別－経年変化



- 年齢別にみると、どの年代も男女では大きな差異は見られなかった。

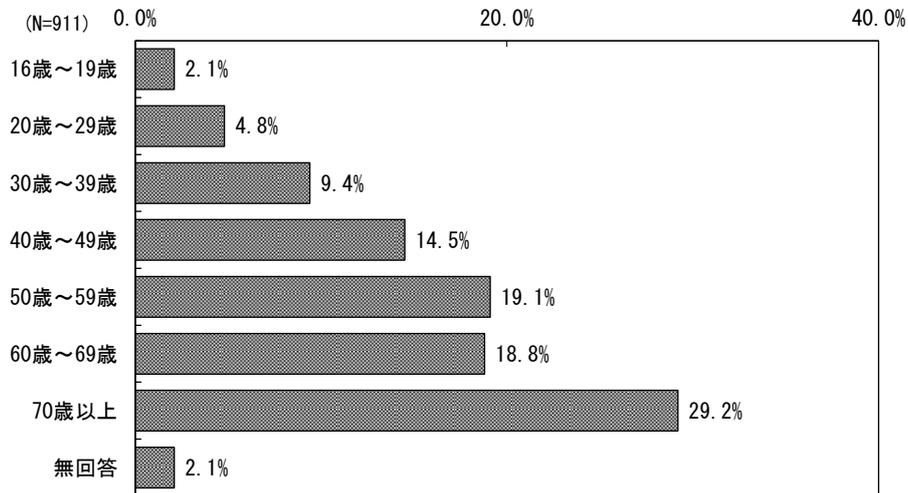
図表 性別－年齢別



(2) 年齢

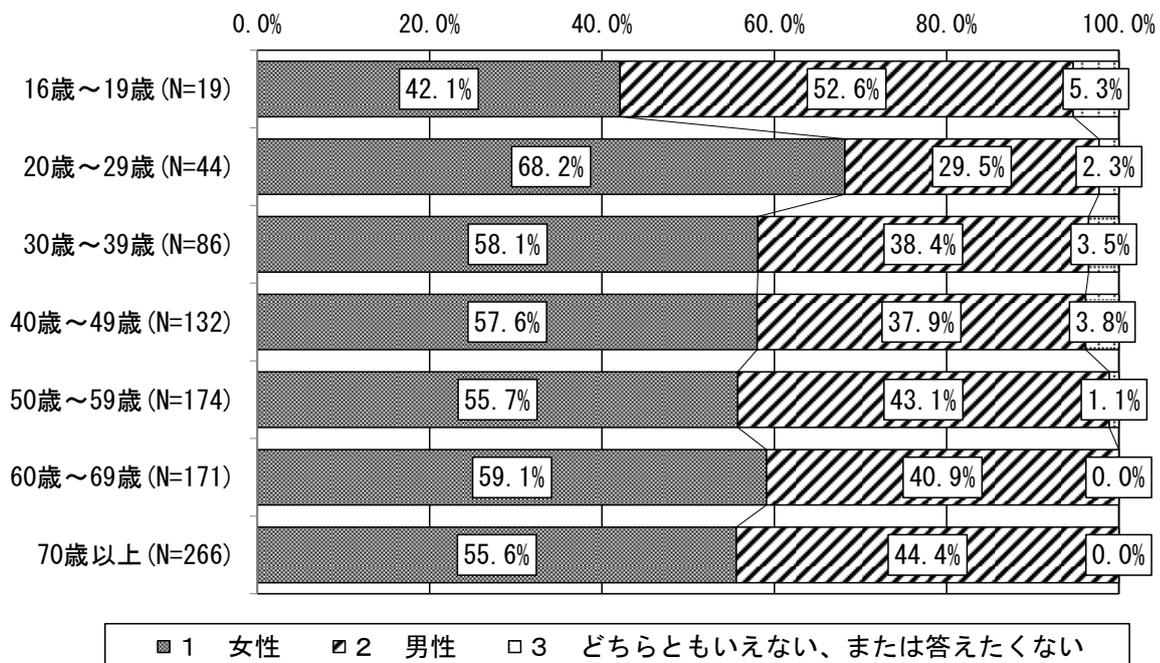
●回答者の年齢は、「70歳以上」が29.2%で最も多く、以下「50歳～59歳」の19.1%、「60歳～69歳」の18.8%などとなっている。「50歳以上」で67.1%と約7割となる。

図表 年齢



●年齢別にみると、「20歳～29歳」では女性が68.2%、男性が29.5%で女性の割合が多くなっている。

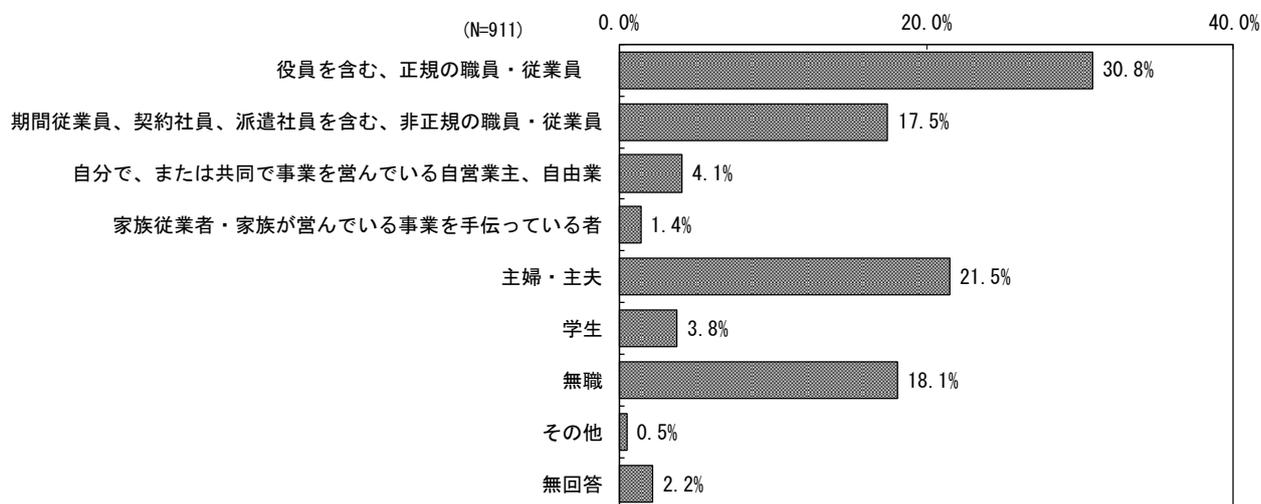
図表 年齢－性別



(3) 職業

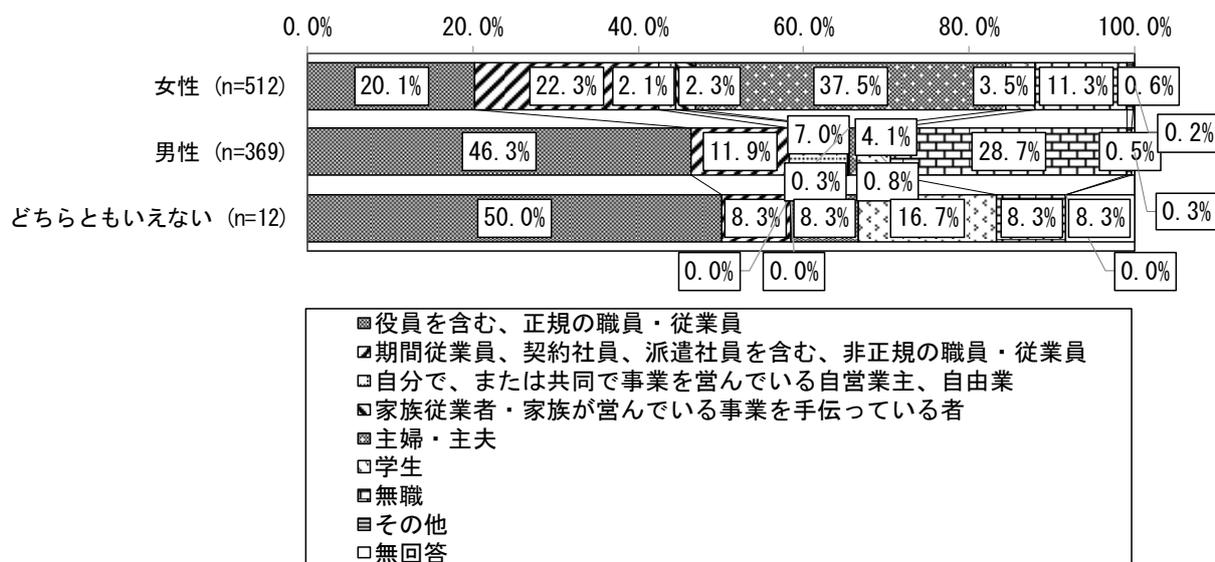
●職業は、「役員を含む、正規の職員・従業員」が30.8%、「主婦・主夫」が21.5%「無職」が18.1%などとなっている。

図表 職業



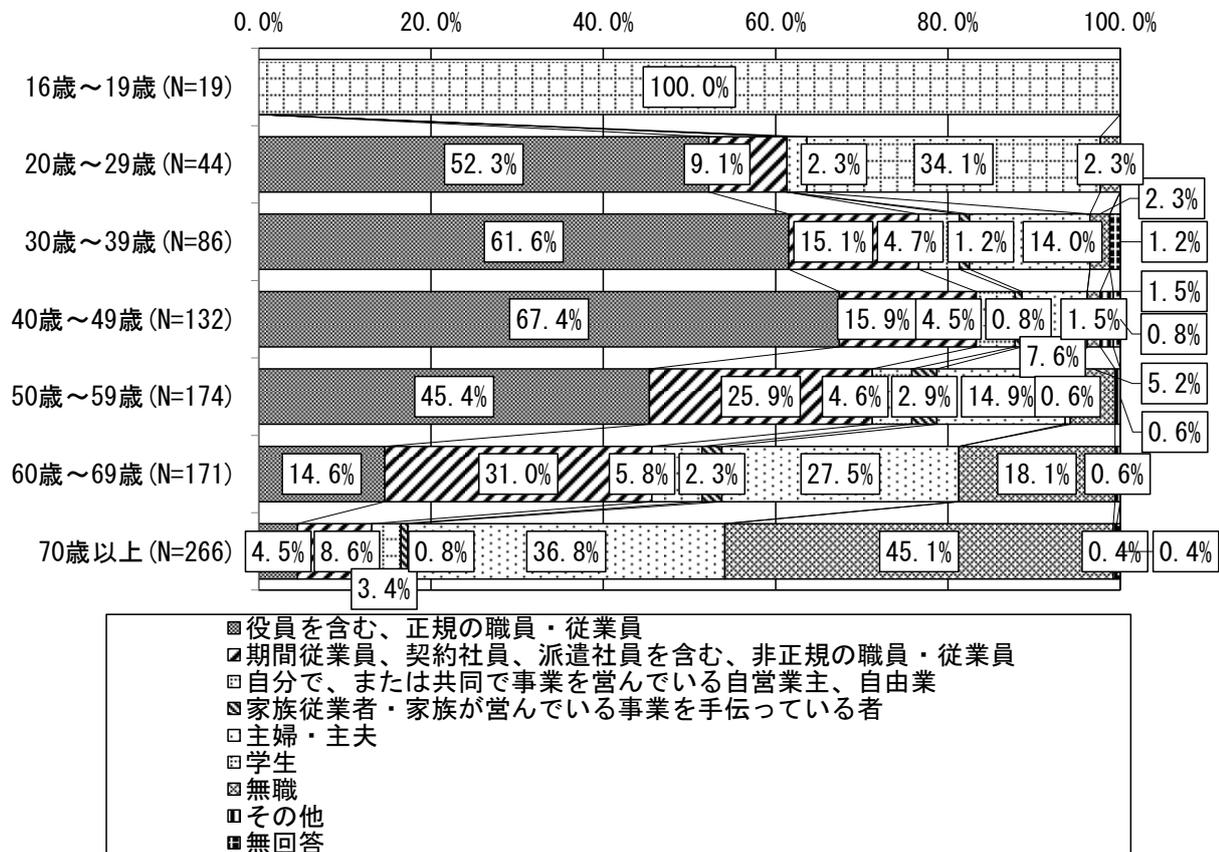
●性別にみると、女性は、「主婦・主夫」が37.5%と約4割を占めている。男性は「役員を含む、正規の職員、従業員」が46.3%、「無職」が28.7%と多くなっている。

図表 職業－性別



●年齢別にみると、「16歳～19歳」は「学生」が100.0%となっている。「20歳代～50歳代」では「役員を含む、正規の職員・従業員」が5割～6割前後で最も多くなっている。「60歳代以上」になると「主婦・主夫」や「無職」が増加している。

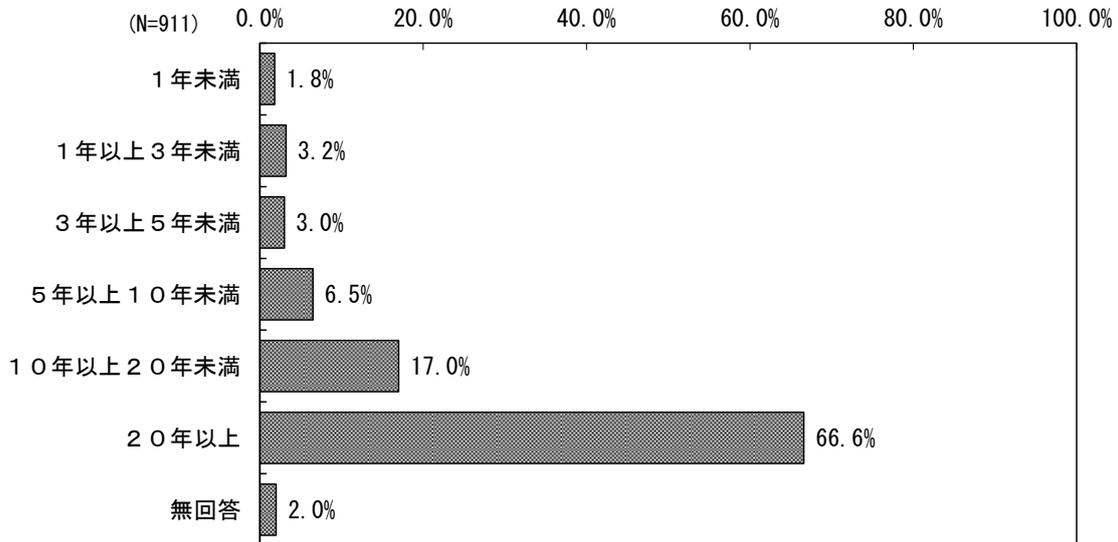
図表 職業－年齢別



(4) 居住年数

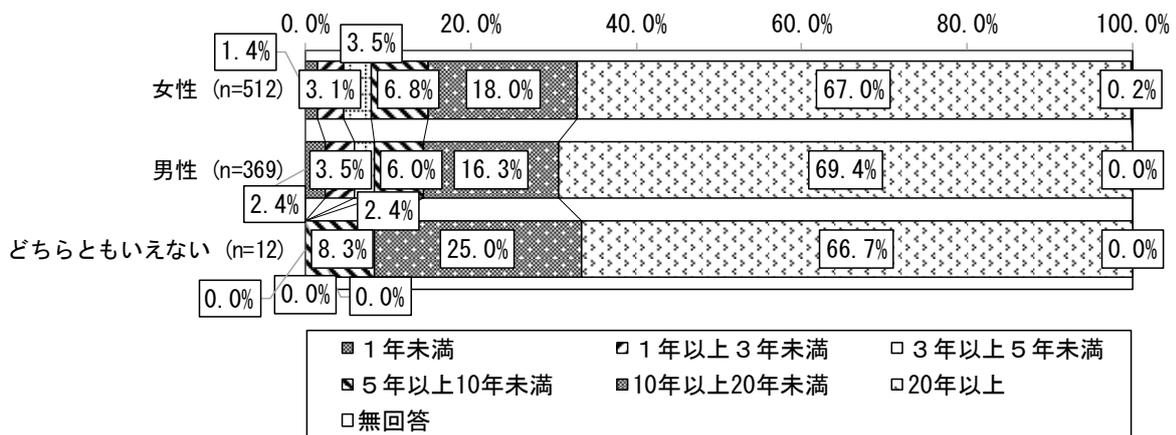
●居住年数は、「20年以上」が66.6%と6割以上を占めている。

図表 居住年数



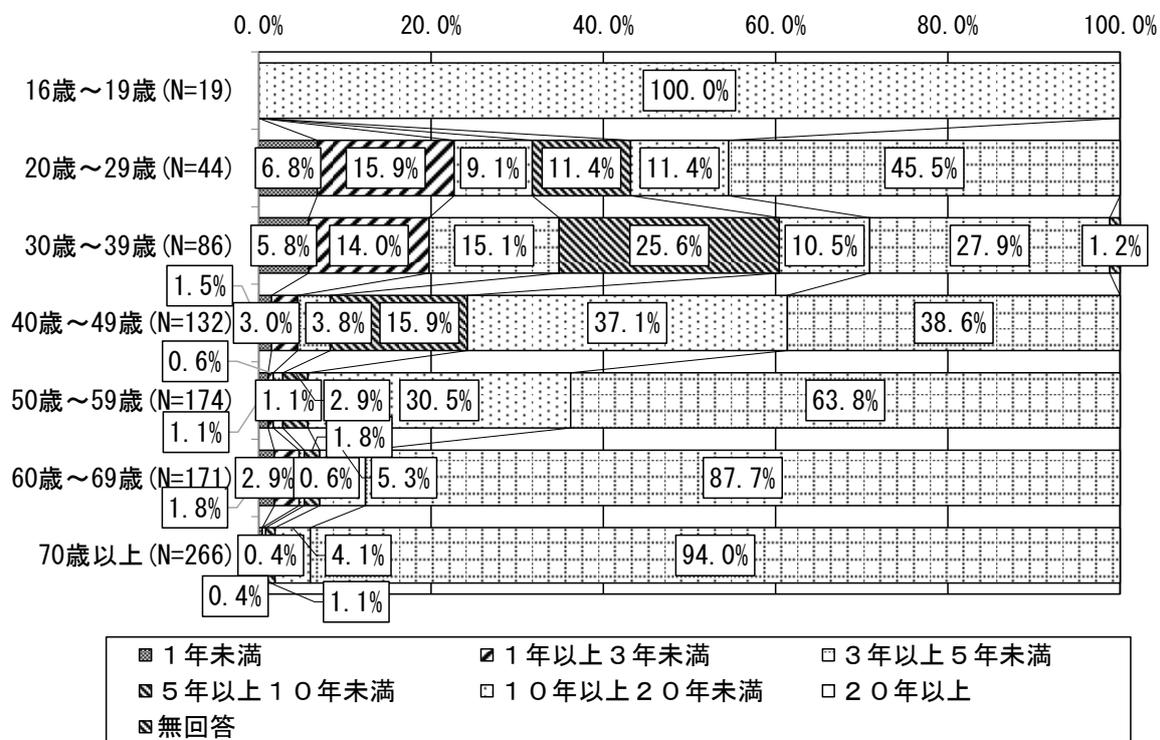
●性別にみても、違いはなく、「20年以上」が6割以上となっている。

図表 居住年数－性別



●年齢別にみると、「1年未満」や「1年以上3年未満」は「20歳代」や「30歳代」で多くなっている。「50代以上」は「20年以上」が6割以上となっている。

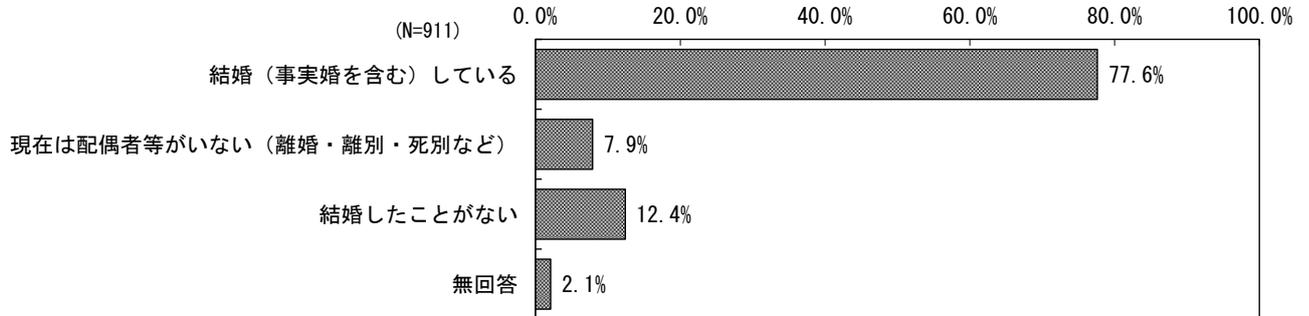
図表 居住年数－年齢別



(5) 結婚の有無

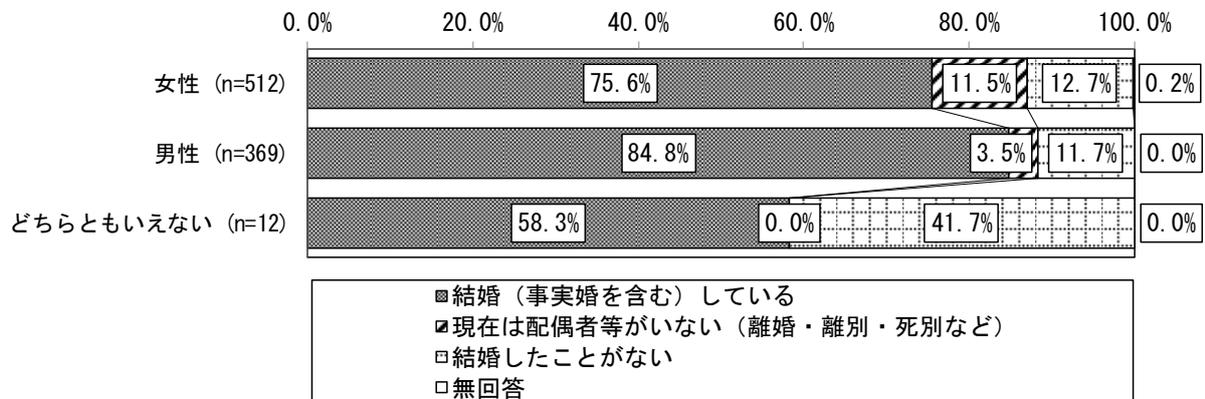
●結婚の有無は、「結婚している」が77.6%となっている。

図表 結婚の有無



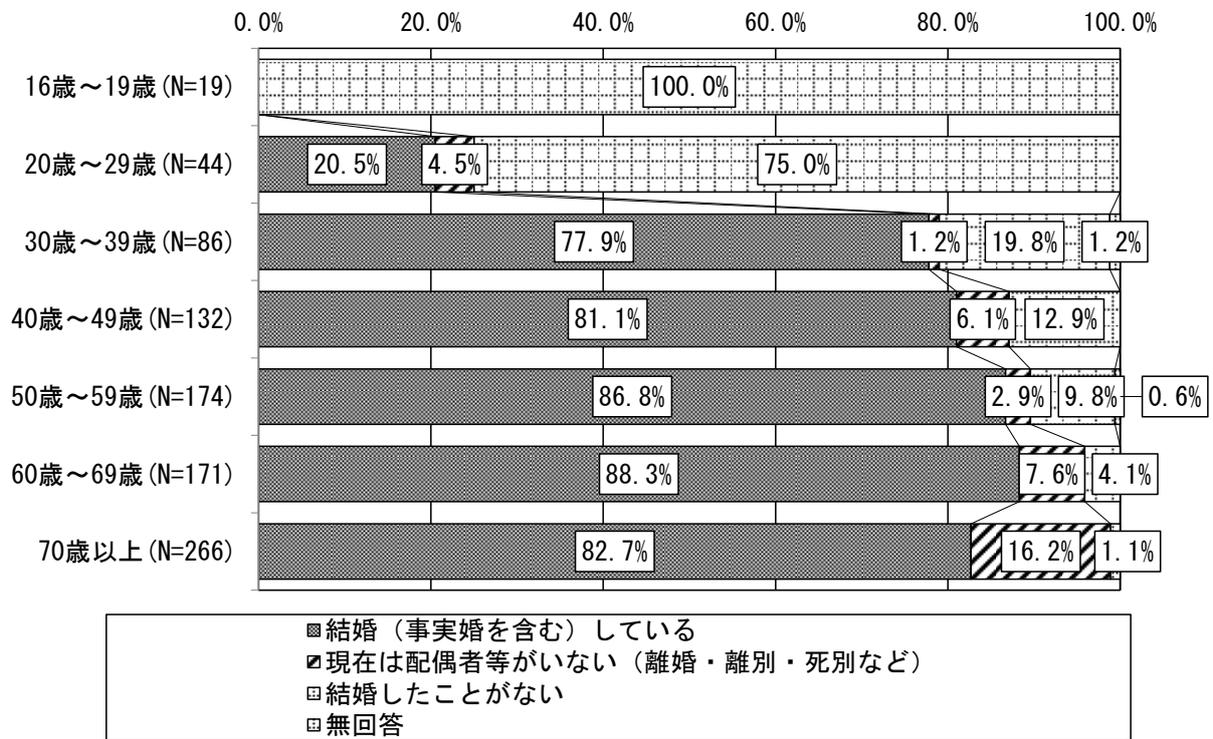
●性別にみると、男性の方が「結婚している」が8.8%多く、女性は「現在は配偶者等がない（離婚・離別・死別など）」が男性より8.0%多くなっている。

図表 結婚の有無－性別



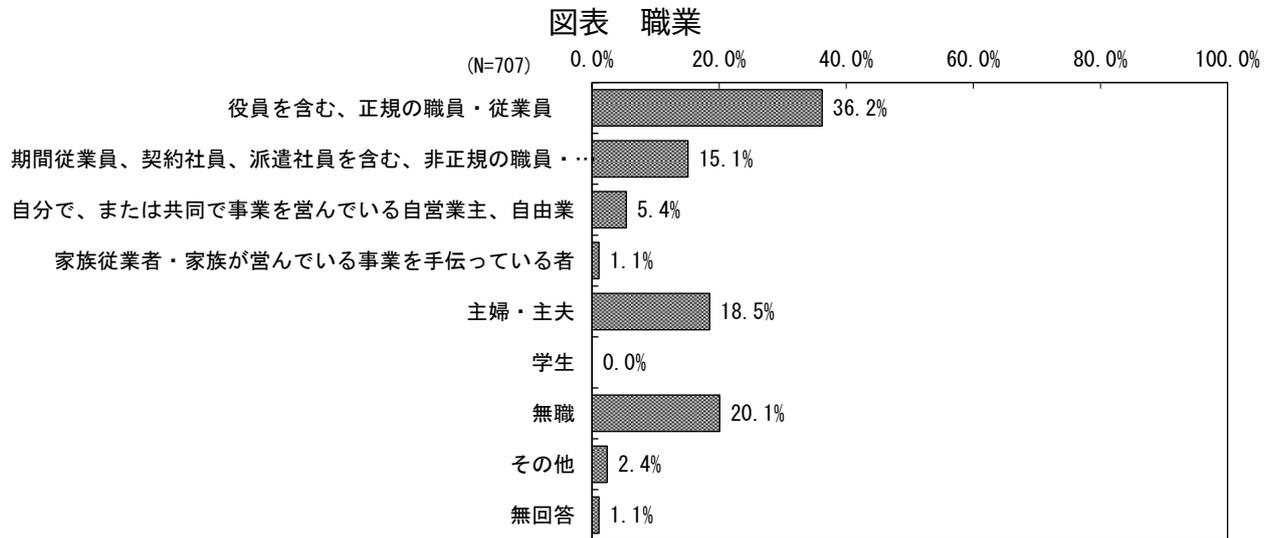
●年齢別にみると、「結婚している」は「30歳代以上」で7割以上と増加している。

図表 結婚の有無－年齢別

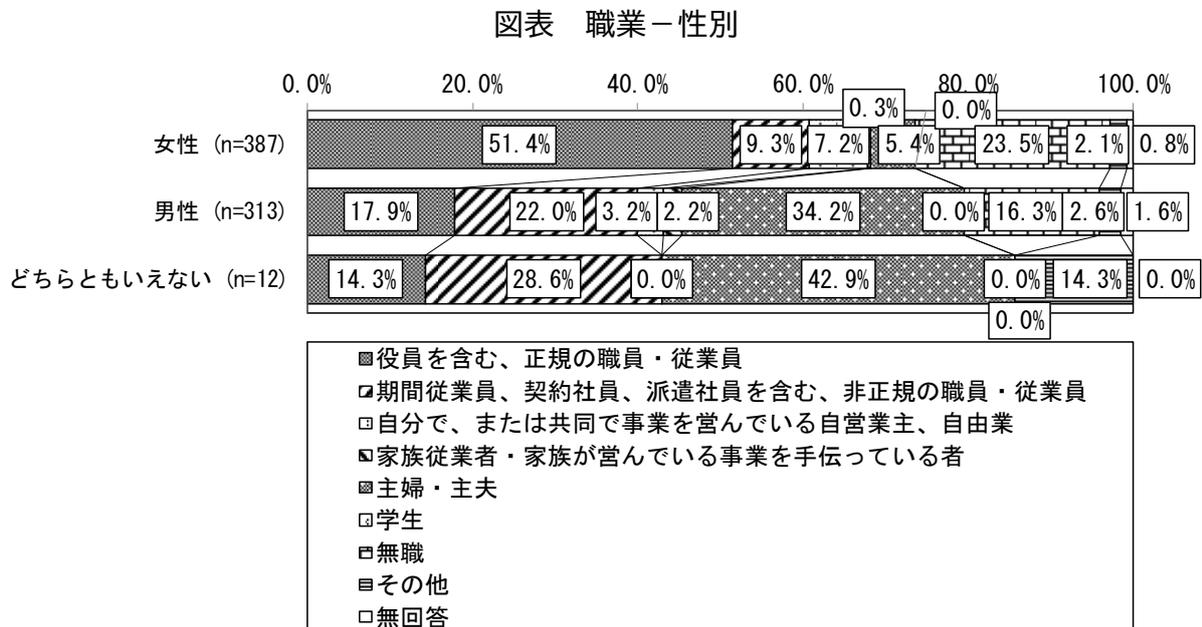


(6) 配偶者の職業

●職業は、「正社員・正職員」が36.2%、「無職」が20.1%、「主婦・主夫」が18.5%などとなっている。

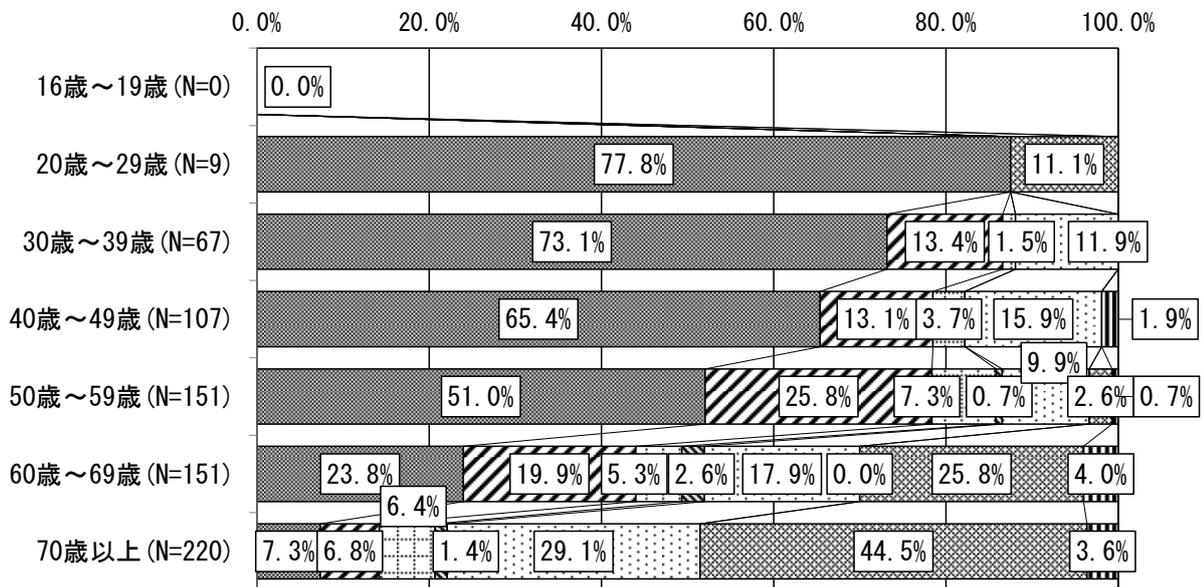


●性別にみると、「女性」の配偶者では「正社員・正職員（常勤）」が51.4%で最も多く、「男性」の配偶者では「主婦・主夫」が34.2%、「期間従業員、契約社員、派遣社員を含む、非正規の職員・従業員」が22.0%と多くなっている。



●年齢別にみると、「20歳代～50歳代」では「正社員・正職員（常勤）」が5割～8割前後で最も多くなっている。「60歳代以上」になると「主婦・主夫」や「無職」が増加している。

図表 職業－年齢別

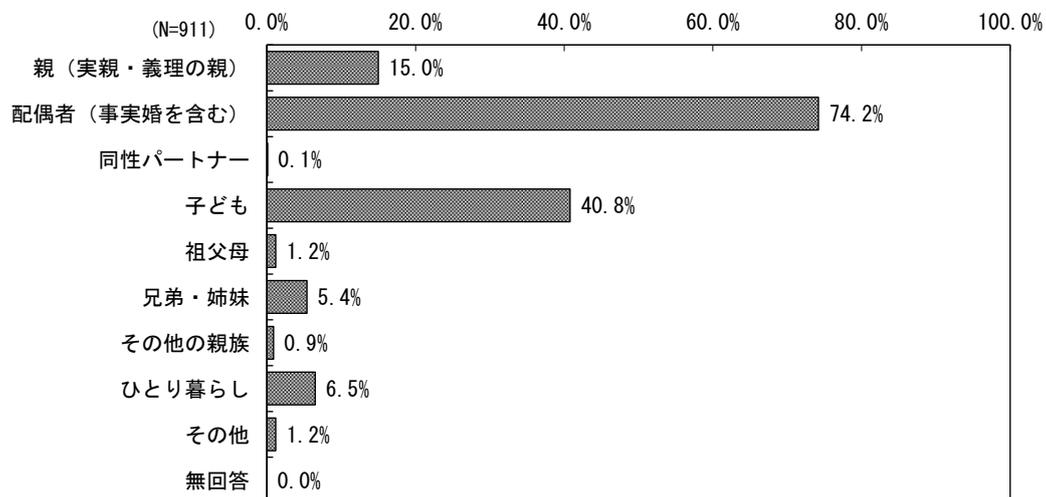


- 役員を含む、正規の職員・従業員
- ▨ 期間従業員、契約社員、派遣社員を含む、非正規の職員・従業員
- 自分で、または共同で事業を営んでいる自営業主、自由業
- ▩ 家族従業者・家族が営んでいる事業を手伝っている者
- 主婦・主夫
- 学生
- 無職
- ▩ その他

(7) 同居の家族構成

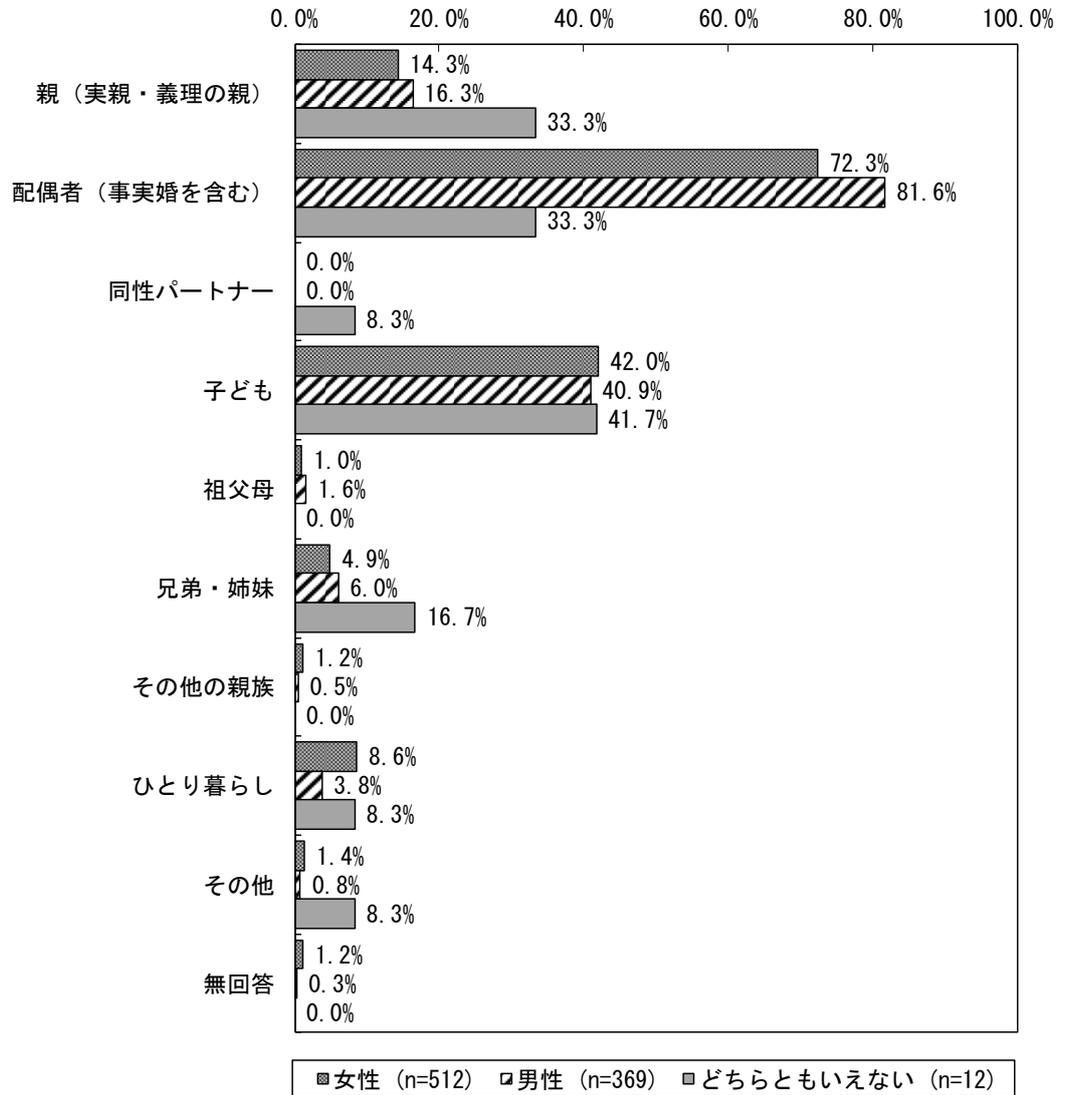
●同居家族は、「配偶者」が74.2%で最も多く、次いで「子ども」の40.8%、「親」の15.0%などとなっている。

図表 同居の家族構成



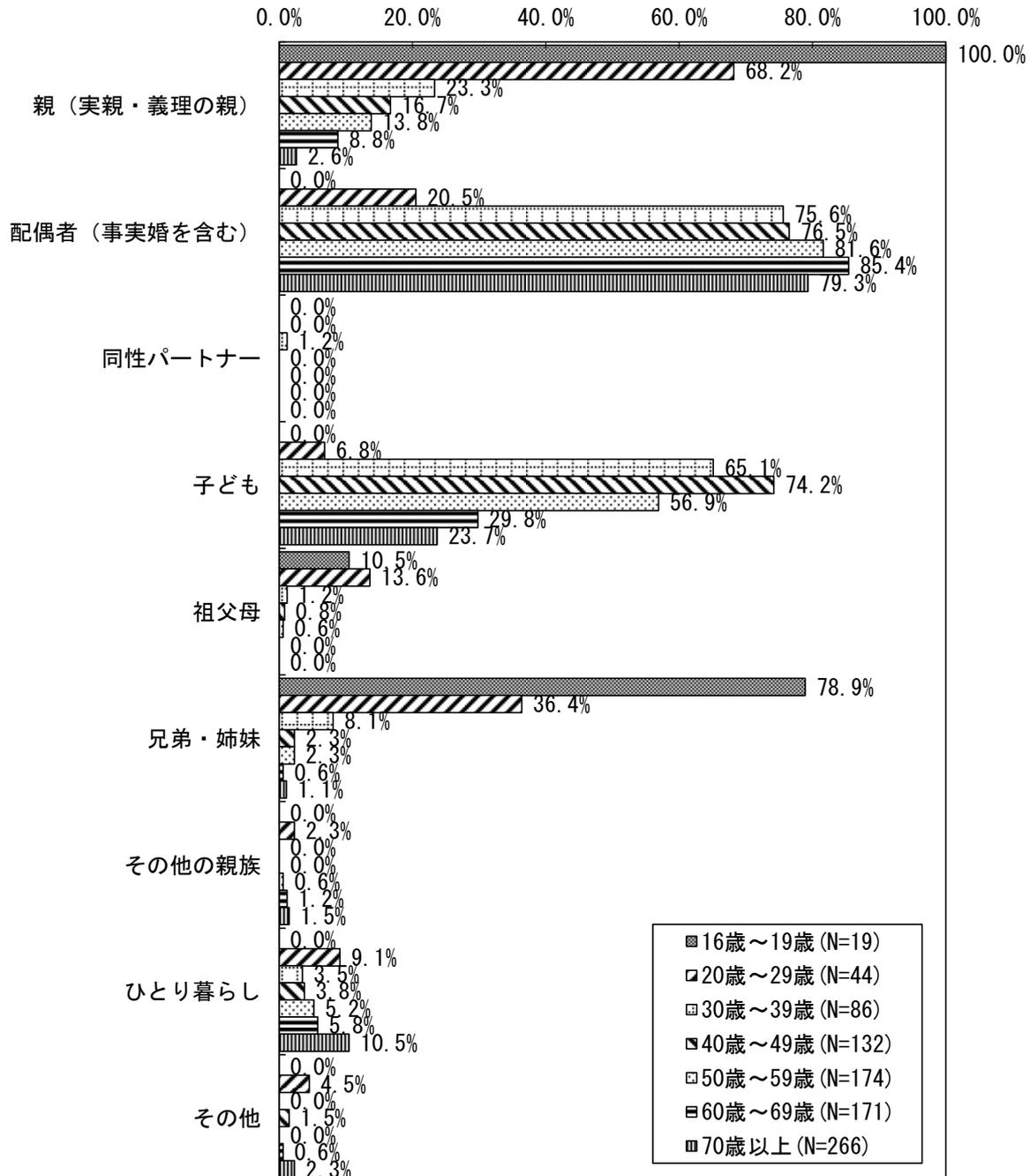
●性別にみると、男女とも差異はみられず、「配偶者」が多くなっている。

図表 同居の家族構成－性別



- 年齢別にみると、「10 歳代」や「20 歳代」では「親」や「兄弟」が多くなっている。「30 歳代以上」になると「配偶者」が多くなっている。
- 「30 歳代」から「50 歳代」では「子ども」との同居も多くみられる。

図表 同居の家族構成－年齢別



Ⅲ 資料・使用した調査票

男女共同参画・人権についての市民アンケート調査 調査票

男女共同参画に関する質問にお答えください

【男女共同参画に関する意識について】

問1 あなたは次の考え方について、どう思いますか。①～④の項目ごとに1つずつ○をつけてください。

	そう思う	そう思わない	どちらとも いえない	わからない
① 男は仕事、女は家庭を担うべきだ	1	2	3	4
② 結婚したら妻が夫の姓を名乗る方がよい	1	2	3	4
③ 男の子は男らしく、女の子は女らしく育てる方がよい	1	2	3	4
④ 子どもが3歳くらいまでは、母親のもとで育てる方がよい	1	2	3	4

問2 現在、日本では次にあげる分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。あなたの気持ちに最も近いものをお答え下さい。(それぞれいずれか1つに○)

	1 男性優位	2 やや男性優位	3 平等	4 やや女性優位	5 女性優位
1 社会全体としては	1	2	3	4	5
2 学校教育の場では	1	2	3	4	5
3 就職や職場では	1	2	3	4	5
4 地域活動の場では	1	2	3	4	5
5 家庭生活では	1	2	3	4	5
6 社会通念や慣習では	1	2	3	4	5
7 法律や制度の上では	1	2	3	4	5
8 政治の場では	1	2	3	4	5

問3 女性が職業を持つことについて、あなたはどうか考えですか。(いずれか1つに○)

- 1 職業を持ち、結婚や出産後も仕事を続ける方がよい
- 2 いったん退職し、育児終了後再び職業を持つ方がよい
- 3 結婚を機会に家庭に入り、あとは職業を持たない方がよい
- 4 出産を機会に家庭に入り、あとは職業を持たない方がよい
- 5 女性は職業を持たない方がよい
- 6 その他(具体的に: _____)
- 7 わからない

問4 育児や介護、家事などに費やす時間を男女間でバランスのとれたものとし、職業生活における男女の活躍をさらに推進するために、特にどのような支援が必要だと思いますか。
(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|---|---------------------------------------|
| 1 | 保育や介護のための施設・サービスを充実すること |
| 2 | 残業を少なくし、テレワークを推進するなど、勤務環境を整備すること |
| 3 | 育児・介護休業や短時間勤務制度の充実、制度が利用しやすい職場環境であること |
| 4 | 育児や介護で退職しても同一の職場に再雇用される制度があること |
| 5 | 技術・知識の習得や資格の取得を支援すること |
| 6 | 給与などで男女間格差をなくすこと |
| 7 | 「男は仕事、女は家庭」という性別での役割分担意識を解消すること |
| 8 | その他（具体的に： _____) |

【家事について】

問5 あなたが家事（育児・介護等を含めて）をする時間は、平日の平均で1日どのくらいですか。(いずれか1つに○)

- | | | | | | |
|---|------------|---|------------|---|------------|
| 1 | まったくしない | 2 | 30分未満 | 3 | 30分以上1時間未満 |
| 4 | 1時間以上2時間未満 | 5 | 2時間以上4時間未満 | 6 | 4時間以上6時間未満 |
| 7 | 6時間以上8時間未満 | 8 | 8時間以上 | | |

家族でお住まいの方におたずねします。(一人暮らしの方は、問7に進んでください。)

問6 あなたの家庭では、次にあげるようなことは、現在どなたが担当されていますか（現実）。また、理想としては、どなたが担当するのがいいと思いますか（理想）。
現実から1つ、理想から1つを、選んでください（1つずつに○）。

	現実			理想		
	1 どちらか という 自分	2 半々ずつ 分担	3 どちらか という 自分以外	1 どちらか という 自分	2 半々ずつ 分担	3 どちらか という 自分以外
1 食事のしたく	1	2	3	1	2	3
2 食事の後かたづけ	1	2	3	1	2	3
3 掃除	1	2	3	1	2	3
4 洗濯	1	2	3	1	2	3
5 ゴミ出し	1	2	3	1	2	3
6 買物（日用品）	1	2	3	1	2	3
7 家計の管理	1	2	3	1	2	3
8 子どもの世話やしつけ	1	2	3	1	2	3
9 高齢者や病人の介護	1	2	3	1	2	3
10 自治会などの地域活動	1	2	3	1	2	3

【育児休業・介護休業について】

問7 就労されている方におたずねします。(就労されていない方は問8へ)

問7-1 育児休業や介護休業について、あなたの職場であてはまるものをお答えください。(①、②のそれぞれについて、いずれか1つに○)

①育児休業について

- 1 男性も女性も利用している
- 2 女性は利用している
- 3 男性は利用している
- 4 制度はあるが、利用する人はいない
- 5 制度はあるが、利用している人がいるかどうか知らない
- 6 制度があるかどうかわからない
- 7 制度を知らない

②介護休業について

- 1 男性も女性も利用している
- 2 女性は利用している
- 3 男性は利用している
- 4 制度はあるが、利用する人はいない
- 5 制度はあるが、利用している人がいるかどうか知らない
- 6 制度があるかどうかわからない
- 7 制度を知らない

問7-2 あなたは育児休業や介護休業を取得したことはありますか。

①～②の項目ごとに1つずつ○をつけてください。

	取得したことがある	取得したことがない	取得したかったが、取得できなかった	取得する必要がなかった	制度がなかった
①育児休業	1	2	3	4	5
②介護休業	1	2	3	4	5

問7-2-1 前問で、いずれか一つでも「3取得したかったが、取得できなかった」を選択した方におたずねします。取得できなかった理由は何ですか。(○は3つまで)

- 1 代替要員が不足しているため
- 2 休業の制度を利用することにより収入が減ると、生活に困るため
- 3 育児と仕事を両立しづらい職場風土、雰囲気であるため
- 4 上司や職場の同僚の理解が得られないため
- 5 育児休業・介護休業制度について、よく分からないため
- 6 パートナーが取得し子育てを担当するので、自分は不要であるため
- 7 後のキャリア形成に影響しそうだったため
- 8 同じ仕事や職場に復帰できるめどがたなかったため
- 9 職場から、取得すると人事評価が不利になるなどと言われたため
- 10 その他(具体的に：)

すべての方におたずねします。

問8 育児休業や介護休業制度が今よりも利用しやすくなるためには、どのようなことが必要だと思いますか。(〇は3つまで)

- 1 職場の理解
- 2 家族の理解
- 3 男性は外で働き、女性は家事・育児をすべきという固定的な性別役割分担意識の撤廃
- 4 育児休業・介護休業の際に仕事を引き継ぐことができる環境を整えること
- 5 育児休業・介護休業を取得しても、昇進・役職・給与に影響が出ないような環境を整えること
- 6 育児・介護に関する知識の取得
- 7 その他(具体的に: _____)

【就労の希望について】

問9 就労されていない方におたずねします。(就労されている方は問10へ)

問9-1 今後仕事をしたいと思いますか。(いずれか1つに〇)

- 1 仕事をしたい
- 2 仕事をしたくない
- 3 どちらとも言えない

問9-2 問9-1で「1 仕事をしたい」と回答した方におたずねします。

あなたが今後、就労する上で、不安に思うことや問題になることは何ですか。

(〇は3つまで)

- 1 就職・再就職することについて、配偶者や家族の理解を得られるか
- 2 配偶者や家族が家事・育児・介護等を分担してくれるか
- 3 子どもの預け先が見つかるか
- 4 自分が就職・再就職することによる子どもへの影響
- 5 家族の介護
- 6 必要な技術や知識が自分に十分あるか、対応できるか
- 7 離職期間が長いこと
- 8 自分の体力・健康
- 9 職場の人間関係
- 10 希望する職種や仕事内容、処遇の会社が見つかるか
- 11 希望する通勤時間・通勤距離での仕事が見つかるか
- 12 その他(具体的に: _____)

すべての方におたずねします。

【性暴力について】

問10 あなたが「性暴力」に当たると考えるのはどれですか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 性的な嫌がらせを受けること
- 2 相手の裸を見せられること
- 3 肩に手を置かれること
- 4 見たくない画像や動画を見させられること
- 5 体の特徴についてからかわれること

問11 あなたは、最近5年間で、配偶者（事実婚*を含む）や交際相手から次のようなこと（DV、デートDV）を受けて怖いと感じるような経験がありましたか。（それぞれいずれか1つに○）

	1 一、二度 あった	2 何度もあった	3 なかった
1 身体的暴力を受けた（なぐる、ける、物を投げつけるなど）	1	2	3
2 心理的・精神的暴力を受けた（あなたや家族をおどす、暴言をはく、長時間無視するなど）	1	2	3
3 性的暴力を受けた（いやがっているのに性的な行為を強要する、見たくないのにポルノビデオ等を見せるなど）	1	2	3
4 経済的暴力を受けた（金銭的な依存や強要、生活費を渡さないなど）	1	2	3
5 社会的暴力を受けた（交友関係、電話やメールを細かく監視・規制するなど）	1	2	3

※事実婚：婚姻届を出さないで、事実上の夫婦生活を営む結婚形態のことをいいます

問12 女性に対する暴力や様々な悩みなどに関する相談窓口などについて、あなたが知っているものを選んでください。(あてはまるものすべてに○)

- 1 生駒市男女共同参画プラザ
- 2 奈良県女性センター
- 3 奈良県中央こども家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）
- 4 奈良県性暴力被害者サポートセンター(愛称：NARA ハート)
- 5 なら犯罪被害者支援センター・性暴力被害専用相談電話（SARASA）
- 6 警察署のナボくん相談コーナー
- 7 女性の人権ホットライン（法務局・地方法務局）・人権擁護委員
- 8 DV相談ナビ（#8008）

【生駒市の施策等について】

問 13 生駒市の施策等についておたずねします。

問 13-1 あなたは、現在の生駒市の政策に女性の意見がどの程度反映されていると思いますか。(いずれか1つに○)

- 1 十分反映されている
- 2 ある程度反映されている
- 3 あまり反映されていない
- 4 ほとんど反映されていない
- 5 わからない

問 13-2 へ

問 13-2 前問で「3 あまり反映されていない」、「4 ほとんど反映されていない」と答えられた方におたずねします。

生駒市の政策に女性の意見が反映されていないのは、主にどのような理由からだと思えますか。(○は3つまで)

- 1 議会や行政機関、審議会など政策・方針決定の場に女性が少ないから
- 2 女性の意見や考え方に対して、議会や行政機関の側の関心がうすいから
- 3 女性が学び、能力を高める機会が十分でないから
- 4 男性優位の組織運営だから
- 5 女性の側の積極性が十分でないから
- 6 その他(具体的に:)
- 7 わからない

すべての方におたずねします。

問 14 今後、男性が女性と共に家事、子育てや教育、介護、地域活動に参加していくためには、どのようなことが必要だと思えますか。(○は3つまで)

- 1 男女の役割分担についての社会通念や慣習を改めること
- 2 仕事と家庭の両立を支援するための情報提供・相談体制を整備すること
- 3 企業において、労働時間の短縮や育児休業・介護休業の利用しやすい環境をつくること
- 4 夫婦等の間で家事などの分担をするように十分話し合うこと
- 5 家事などを男女で分担するようなしつけや育て方を、子どもに対してすること
- 6 男性の仕事中心の生き方、考え方を改めること
- 7 男性が家事や子育てなどに対する抵抗感をなくすこと
- 8 男性の生活面での自立を促すように女性が協力すること
- 9 男性が家事、子育てや介護などについての知識や方法を身につけること
- 10 その他(具体的に:)
- 11 わからない

問15 男女共同参画社会をつくるために、生駒市ではどのような施策に力を入れていくべきだと思いますか。(〇は3つまで)

- 1 広報紙やパンフレットなどで男女の平等と相互の理解や協力について啓発を行う
- 2 学校教育や生涯学習の場で男女平等についての学習を充実する
- 3 男性の生活面での自立や家事、地域活動への参加意識を高める
- 4 保育、介護の施設・サービスを充実する
- 5 審議会や委員会など、市の政策や方針決定の場へ女性を積極的に起用する
- 6 各種団体の女性リーダーを養成する
- 7 市民の声を聞きながら、市と市民が協働して問題解決にあたる
- 8 各種団体とのネットワークをつくり、連携を強化する
- 9 女性の就労機会を増やしたり、新しい分野への女性の進出を促進するための職業教育を充実する
- 10 雇用や職場における男女の賃金格差の是正や女性の労働条件の改善を促進する
- 11 ドメスティック・バイオレンス*など女性に対する暴力を根絶する
- 12 特にない
- 13 その他(具体的に：)
- 14 わからない

※「ドメスティック・バイオレンス」は、配偶者等の中で起こる暴力であり、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。ここでは、恋人(交際相手などデートをするような関係)の中で起こる「デートDV」も含まれます。

人権に関する質問にお答えください

問16 生駒市では、基本理念として『多様性を認め合い、つながり、個人が尊重される共生社会の実現、豊かな人権文化の創造』を定め、誰もが互いの個性を尊重し、多様な文化や価値観、個性を共に認め合う人権尊重のまちづくりを進めています。つぎの質問にお答えください。

問 16-1 あなたは、5年ほど前と比べて、市民の人権意識は高まってきていると思いますか。(いずれか1つに○)

- | | | |
|-------------|----------------|-------------|
| 1 そう思う | 2 どちらかといえばそう思う | 3 どちらともいえない |
| 4 あまりそう思わない | 5 そう思わない | 6 分からない |

問 16-2 つぎの人権問題で、あなたが関心のあるものは何ですか。
また、あなたの身近にどのような人権問題が存在していると思いますか。
(あてはまるものに○)

	関心がある ものに○印を	身近に 存在している ものに○印を
1 女性に関する問題		
2 子どもに関する問題		
3 高齢者に関する問題		
4 障がい者に関する問題		
5 同和問題		
6 日本に居住している外国人に関する問題		
7 ハラスメントなど※ ¹ 職場での問題		
8 非正規雇用など雇用形態の問題		
9 ワーキング・プア※ ² の問題		
10 生活保護に関する問題		
11 HIV感染者、ハンセン病回復者等に関する問題		
12 刑を終えて出所した人とその家族に関する問題		
13 犯罪被害者とその家族に関する問題		
14 プライバシー保護に関する問題		
15 インターネットを悪用した人権侵害に関する問題		
16 LGBTQなどの性的マイノリティに関する問題		
17 北朝鮮当局による拉致問題		
18 新型コロナウイルス感染症に関する問題		
19 その他(具体的に：)		

※1 仕事上での地位等の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛や職場環境を悪化させる行為のこと。

※2 働いて収入を得ているものの、収入水準が低く生活していくことが困難である労働者のこと。

問 17 あなたは、最近5年間で、自己的人権が侵害されたと思われたことがありますか。
(いずれか1つに○)

- 1 ある…… 2 ない 3 わからない

問 18 問 17で「1 ある」と答えられた方におたずねします。

問 18-1 それはどのような問題でしたか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 女性に関する人権問題
- 2 子どもに関する人権問題
- 3 高齢者に関する人権問題
- 4 障がい者に関する人権問題
- 5 同和問題に関する人権問題
- 6 日本に居住している外国人に関する人権問題
- 7 犯罪被害者やその家族に関する人権問題
- 8 インターネット等（line や Twitter などの SNS を含む）に関する人権問題
- 9 LGBTQ などの性的少数者に関する人権問題
- 10 新型コロナウイルス感染症・感染者及びその家族に関する人権問題
- 11 HIV 感染者、ハンセン病回復者及びその家族に関する人権問題
- 12 個人のプライバシーに関する人権問題
- 13 配偶者や恋人からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）等に関する人権問題
- 14 職場や学校、集まり等でのハラスメントに関する人権問題（パワハラ、セクハラ、モラハラ^{※1}、アカハラ^{※2}等）
- 15 職場や学校、集まり等でのいじめや仲間外れ等に関する人権問題
- 16 職場の労働環境や雇用形態（非正規など）に関する人権問題
- 17 身体の体型や状態、心の状態等に対する侮辱等の人権問題
- 18 その他（具体的に)
- 19 おぼえていない

※1 モラルハラスメント（論理や道徳に反し、言葉や態度で相手に精神的なダメージを与えることを目的とした加害行為）

※2 アカデミックハラスメント（研究・教育の場において、優位な力関係のもとで教育・指導の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える行為）

問 18-2 それはどのような内容でしたか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 うわさをたてられたり、悪口、かげ口をいわれたりした
- 2 インターネット上で、悪口、かげ口をかかれたりした
- 3 役所や警察など、公的機関で不当な扱いを受けた
- 4 権利の行使を妨害された
- 5 責任や義務のないことをやらされた
- 6 犯罪や不法行為のぬれぎぬを着せられた
- 7 地域社会で仲間はずれにされた
- 8 アパートなどの住宅への入居を断られた
- 9 学校でいじめられたり、仲間はずれにされたりした
- 10 身近な人から暴力や虐待を受けた
- 11 働いている場で雇用主や上司などから不当な待遇を受けた
- 12 就職のとき、差別的な扱いを受けた
- 13 社会福祉施設等で不当な扱いを受けた
- 14 プライバシーを侵害された
- 15 ストーカーやつきまといを受けた
- 16 性的いやがらせ（セクシュアル・ハラスメント）を受けた
- 17 配偶者や恋人からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）を受けた
- 18 その他（具体的に _____)
- 19 おぼえていない

問 18-3 そのとき、どうされましたか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|---------------------------|--------------------------------|
| 1 相手に直接抗議した | 2 訴えた（裁判所、警察、行政など） |
| 3 相談した ...▶ 問 18-4 へ | 4 だまってがまんした（特になにもしなかった）▶ |
| 5 無視した ...▶ 問 18-5 へ | 6 その他（具体的に _____) |

問 18-5 へ ▼

問 18-3 で「3 相談した」と答えられた方におたずねします。

問 18-4 そのとき誰に相談しましたか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 親、きょうだい、子どもや親せきに相談した
- 2 友人、同僚や上司に相談した
- 3 法務局に相談した
- 4 人権擁護委員に相談した
- 5 県の担当者に相談した
- 6 市の担当者に相談した
- 7 弁護士に相談した
- 8 警察に相談した
- 9 民間団体に相談した
- 10 新聞などマスコミに相談した
- 11 おぼえていない

問 18-3で「4 だまってがまんした (特になにもしなかった)」、「5 無視した」と答えられた方におたずねします。

問 18-5) その理由はなぜですか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 相談したかったが、誰に相談してよいか分からなかった
- 2 抗議や対抗措置ができる相手ではなかった
- 3 我慢できる程度の事柄だった
- 4 人間関係を壊したくなかった
- 5 人に言える事柄ではなかった
- 6 相談機関に相談すると、プライバシーが守られないと思った
- 7 過去に相談、訴えたりしたが役に立たなかった
- 8 その他 (具体的に：)

これ以降の質問は、すべての方が回答してください。

問 19) 女性に関する人権問題については、例えば以下のような問題があると思われます。そのうち、あなたが現時点で特に問題が大きいと思われるのはどのようなことですか。

(生駒市人権施策に関する基本計画進捗度の評価のため、○は3つまででお願いします。)

- 1 「男は仕事、女は家庭」という男女の固定的な役割分担意識があること
- 2 雇用、昇進、昇給などで男女が差別されること
- 3 女性の社会進出のための支援制度の不備
- 4 男女ともに、働きながら、家事や子育て・介護などを両立できる環境が整備されていないこと
- 5 配偶者や恋人からの暴力 (ドメスティック・バイオレンス)
- 6 性的いやがらせ (セクシュアル・ハラスメント)
- 7 職場において妊娠や出産者に対する嫌がらせ (マタニティ・ハラスメント)
- 8 ストーカー行為
- 9 売春・買春、援助交際
- 10 痴漢やわいせつ行為などの性犯罪
- 11 メディアによる女性のヌード写真の掲載
- 12 地域の慣習やしきたりに女性の参加制限があること
- 13 その他 ()
- 14 特に問題と思うことはない
- 15 わからない

問20 子どもに関する人権問題については、例えば以下のような問題があると思われます。そのうち、あなたが現時点で特に問題が大きいと思われるのはどのようなことですか。
(生駒市人権施策に関する基本計画進捗度の評価のため、○は3つまででお願いします。)

- 1 子ども同士のいじめ
- 2 親による子どもの体罰・虐待
- 3 子どもの貧困問題
- 4 進路選択などで、子どもの意思を無視すること
- 5 成績や学歴だけで判断すること
- 6 学校での教師による体罰や差別的な扱い
- 7 ビデオ、インターネット（パソコン、スマートフォンなど）での子どもを取り巻く性情報のはんらん
- 8 インターネットでの特定個人への誹謗中傷
- 9 児童買春や子どものヌード写真・映像を撮影や所持すること
- 10 家庭、学校、地域の連携が弱く、子どもを育てる環境が孤立していること
- 11 その他（）
- 12 特に問題と思うことはない
- 13 わからない

問21 高齢者に関する人権問題については、例えば以下のような問題があると思われます。そのうち、あなたが現時点で特に問題が大きいと思われるのはどのようなことですか。
(生駒市人権施策に関する基本計画進捗度の評価のため、○は3つまででお願いします。)

- 1 近所や地域の人とのふれあいや理解を深める機会が少なく孤立していること
- 2 経済的に自立が困難なこと
- 3 働ける能力を発揮する機会が少ないこと
- 4 悪徳商法の被害が多いこと
- 5 家族が世話をすることを避けたり、家族から虐待を受けたりすること
- 6 家族以外の関係者から虐待を受けること
- 7 家庭や施設での介護を支援する制度が十分でないこと
- 8 高齢者の意見や行動を尊重しないこと
- 9 道路や環境整備や公共施設、乗り物、建物の設備などにおいて、高齢者が暮らしやすいまちづくり・住宅づくりが進んでいないこと
- 10 情報を高齢者にわかりやすい形にして伝える配慮が足りないこと
- 11 その他（）
- 12 特に問題と思うことはない
- 13 わからない

問 22 障がいのある人に関する人権問題については、例えば以下のような問題があると思われ
ます。そのうち、あなたが現時点で特に問題が大きいと思われるのはどのようなことですか。
(生駒市人権施策に関する基本計画進捗度の評価のため、○は3つまででお願いします。)

- 1 障がいのある人に対する人々の理解が十分でないこと
- 2 差別的な発言や落書きなどをすること
- 3 就職、職場での生活で不利益を受けること
- 4 道路の段差や駅の階段など、外出に不便をとまなうこと
- 5 障がいのある人の意見や行動が軽視されること
- 6 家族が必要な支援をしなかったり、暴力、暴言などの虐待をしたりすること
- 7 地域活動等に気軽に参加できないこと
- 8 障がいのある人の暮らしに適した住宅が身近にないこと
- 9 障がいのある人の生活を支援する福祉サービスが十分でないこと
- 10 その他 ()
- 11 特に問題と思うことはない
- 12 わからない

問 23 同和問題に関する人権問題については、例えば以下のような問題があると思われ
ます。そのうち、あなたが現時点で特に問題が大きいと思われるのはどのようなことですか。
(生駒市人権施策に関する基本計画進捗度の評価のため、○は3つまででお願いします。)

- 1 差別的な言動やうわさ話
- 2 インターネットを悪用した差別書き込みや差別文書の掲載
- 3 就職・職場での差別、不利な扱い
- 4 結婚問題での周囲の反対
- 5 身元調査の実施
- 6 地域の付き合いでの差別、不利な扱い
- 7 旧同和地区への居住の敬遠
- 8 生活環境上の問題 (住環境の未整備)
- 9 就労、産業面での問題 (不安定就労など)
- 10 同和問題の理解不足につけ込み、高額図書を売りつけるなどの「えせ同和行為」
- 11 同和問題についての関心が薄らいでいること
- 12 その他 ()
- 13 特に問題と思うことはない
- 14 わからない

問 24 日本に居住している外国人に関する人権問題については、例えば以下のような問題があると思われます。あなたが現時点で特に問題が大きいと思われるのはどのようなことですか。
(生駒市人権施策に関する基本計画進捗度の評価のため、○は3つまででお願いします。)

- 1 外国の生活習慣や文化、宗教などの違いへの理解が不足しており、地域社会の受け入れが十分でないこと
- 2 年金や医療保険などの社会保障が十分でないこと
- 3 住宅を容易に借りることができないこと
- 4 外国にルーツを持つ子どもに対し、十分な教育ができないこと
- 5 就職や仕事の内容、待遇などで不利な条件におかれていること
- 6 差別的な発言（ヘイトスピーチ等）や行為などをすること
- 7 近隣や地域の人とのふれあいや理解を深める機会が少なく孤立していること
- 8 地方参政権が認められていないこと
- 9 言語の違いによって生活に必要な十分な情報が得られないこと
- 10 その他 ()
- 11 特に問題と思うことはない
- 12 わからない

問 25 犯罪被害者の方やその家族に関する人権問題については、例えば以下のような問題があると思われます。あなたが現時点で特に問題が大きいと思われるのはどのようなことですか。
(生駒市人権施策に関する基本計画進捗度の評価のため、○は3つまででお願いします。)

- 1 差別的な言動を受けること
- 2 事件のことにに関して、周囲にうわさ話をされること
- 3 捜査や刑事裁判において精神的負担を受けること
- 4 誤ってプライバシーが報道されること
- 5 マスコミ等の取材で平穏な私生活が保てなくなること
- 6 インターネットで情報が拡散されること
- 7 その他 ()
- 8 特に問題と思うことはない
- 9 わからない

問 26 インターネットに関する人権問題については、例えば以下のような問題があると思われます。そのうち、あなたが現時点で特に問題が大きいと思われるのはどのようなことですか。
(生駒市人権施策に関する基本計画進捗度の評価のため、○は3つまででお願いします。)

- 1 自分の実名、住所、顔写真や電話番号等、プライバシーを暴露されること
- 2 自分ではない誰かの実名、住所、顔写真や電話番号等、プライバシーを暴露されること
- 3 自分に対する、いわれのない非難・中傷、あるいは根拠のないうわさが流されること
- 4 自分ではない誰かに対する、いわれのない誹謗中傷、あるいは根拠のないうわさが流されること
- 5 犯罪捜査の対象の未成年者の名前・顔写真が掲載されること
- 6 情報発信者が特定されないため、無責任な発言を行うこと
- 7 SNSや出会い系サイトの存在など犯罪を誘発する場となっていること
- 8 ネットポルノなど違法、有害なホームページが存在すること
- 9 悪質商法によるインターネット取引で被害が発生すること
- 10 特定の集団、職業等に対する、いわれのない非難・中傷、あるいは差別を助長するような情報が掲載されること
- 11 その他 ()
- 12 特に問題と思うことはない
- 13 わからない

問 27 LGBTQ などの性的少数者に関する人権問題については、例えば以下のような問題があると思われます。そのうち、あなたが現時点で特に問題が大きいと思われるのはどのようなことですか。(生駒市人権施策に関する基本計画進捗度の評価のため、○は3つまででお願いします。)

- 1 「男らしく、女らしく」という考えを押しつけられること
- 2 職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること
- 3 就職時や職場で不利な扱いを受けること
- 4 差別的な言動をされること
- 5 アパート等への入居を拒否されること
- 6 性的少数者の人権を守るための法律や制度の整備が十分でないこと
- 7 近所や地域の人とのふれあいや理解を深める機会が少なく孤立していること
- 8 その他 ()
- 9 特に問題と思うことはない
- 10 わからない

問 28 新型コロナウイルス感染症に関する人権問題については、例えば以下のような問題があると思われます。そのうち、あなたが現時点で特に問題が大きいと思われるのはどのようなことですか。(生駒市人権施策に関する基本計画進捗度の評価のため、○は3つまででお願いします。)

- 1 感染者やその家族について、いわれのない非難・中傷、あるいは根拠のないうわさが流されること
- 2 感染者やその家族の実名、住所、顔写真や電話番号等、プライバシーを暴露されること
- 3 感染者の子どもがいじめられること
- 4 医療従事者等の家族が出勤や店舗等への入店を拒否されたり、子どもの登校・登園を拒否されたりすること
- 5 根拠のない誹謗中傷、あるいは根拠のないうわさにより店舗等の営業を妨げられること
- 6 他の都道府県からの移動者が嫌がらせをされること
- 7 外国人であることをもって、不当な取り扱いをされること
- 8 その他 ()
- 9 特に問題と思うことはない
- 10 わからない

問29 あなたは、人権問題にかかわる次のような法律や条例及び生駒市の人権に関する計画や条例などをご存じですか。それぞれの項目について選んでください。(それぞれ1つに○)

	知 内 容 は い る	知 名 称 は い る	知 ら な い
(例) 1 国際人権規約 (1966)	1	2	3
1 国際人権規約 (1966)	1	2	3
2 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 (男女雇用機会均等法) (1972)	1	2	3
3 男女共同参画社会基本法 (1999)	1	2	3
4 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 (2000)	1	2	3
5 児童虐待の防止等に関する法律 (児童虐待防止法) (2000)	1	2	3
6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (DV防止法) (2001)	1	2	3
7 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 (プロバイダ責任制限法) (2001)	1	2	3
8 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法) (2013)	1	2	3
9 子どもの貧困対策の推進に関する法律 (子どもの貧困対策法) (2013)	1	2	3
10 いじめ防止対策推進法 (2013)	1	2	3
11 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 (ヘイトスピーチ解消法) (2016)	1	2	3
12 部落差別の解消の推進に関する法律 (部落差別解消推進法) (2016)	1	2	3
13 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法) (2015)	1	2	3
14 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律 (2018)	1	2	3
15 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 (困難女性支援法) (2022)	1	2	3
16 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律 (LGBT理解増進法) (2023)	1	2	3
17 生駒市人権施策に関する基本計画 (第2次)	1	2	3
18 生駒市国際化基本指針 (1996)	1	2	3
19 生駒市人権擁護に関する条例 (1994)	1	2	3
20 生駒市男女共同参画推進条例 (2007)	1	2	3
21 生駒市犯罪被害者等支援条例 (2019)	1	2	3
22 生駒市パートナーシップ宣誓制度 (2021)	1	2	3
23 差別をなくす強調月間 (7月1日～31日)	1	2	3
24 人権週間 (12月4日～10日)	1	2	3
25 人権を確かめあう日 (毎月11日)	1	2	3

あなた自身のことについて、おたずねします

問 30 あなたの性別は。(いずれか1つに○)

- 1 女性 2 男性 3 どちらともいえない、または答えたくない

問 31 あなたの年齢は。(いずれか1つに○)

- 1 16歳～19歳 2 20歳～29歳 3 30歳～39歳
4 40歳～49歳 5 50歳～59歳 6 60歳～69歳
7 70歳以上

問 32 あなたのお仕事は、この中のどれに当たりますか。(いずれか1つに○)

どれに当てはまるかわからない場合には、「8」に○をつけ、「その他」の欄にできるだけ具体的にお書きください。

- 1 役員を含む、正規の職員・従業員
2 期間従業員、契約社員、派遣社員を含む、非正規の職員・従業員
3 自分で、または共同で事業を営んでいる自営業主、自由業
4 家族従業者・家族が営んでいる事業を手伝っている者
5 主婦・主夫
6 学生
7 無職
8 その他(具体的に：)

問 33 あなたは、生駒市にお住まいになって何年になりますか。(いずれか1つに○)

- 1 1年未満 2 1年以上3年未満 3 3年以上5年未満
4 5年以上10年未満 5 10年以上20年未満 6 20年以上

問 34 あなたは結婚していますか。(いずれか1つに○)

- 1 結婚(事実婚を含む)している
2 現在は配偶者等がない(離婚・離別・死別など)
3 結婚したことがない

問 34 で「1 結婚(事実婚を含む)している」と答えられた方におたずねします。

問 35 あなたの配偶者(事実婚を含む)のお仕事は、この中のどれに当たりますか。(いずれか1つに○)

どれに当てはまるかわからない場合には、「8」に○をつけ、「その他」の欄にできるだけ具体的にお書きください。

- 1 役員を含む、正規の職員・従業員
2 期間従業員、契約社員、派遣社員を含む、非正規の職員・従業員
3 自分で、または共同で事業を営んでいる自営業主、自由業
4 家族従業者・家族が営んでいる事業を手伝っている者
5 主婦・主夫
6 学生
7 無職
8 その他(具体的に：)

問 36 現在、同居しているご家族の構成についてお答えください。
(あてはまるものすべてに○)

1 親（実親・義理の親）	2 配偶者（事実婚を含む）
3 同性パートナー	4 子ども
5 祖父母	6 兄弟・姉妹
7 その他の親族	8 ひとり暮らし
9 その他（具体的に： _____)	

問 37 生駒市の男女共同参画・人権施策への意見、要望などがございましたら、ご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。ご記入いただいた調査票は同封の返信用封筒をご利用いただき、9月19日（火）までに郵便ポストへ投函してください。切手は不要です。

裏面に相談窓口一覧を記載しております



相 談 窓 口

市の相談窓口

○生駒市では、人権相談以外にも様々な相談窓口の一覧をホームページに掲載しています。詳しくは右のQRコードをご参照ください。



生駒市男女共同参画プラザ

生駒市元町1丁目6番12号（生駒セイセイビル1階）

○夫婦のこと、家族のこと、人間関係のことなど女性が抱えている悩みの相談に応じています。

- ・女性相談員による電話・面接相談 火～土曜日 9:00～16:00
- ・女性弁護士による法律相談 毎月第3水曜日 13:00～16:00
- ・☎相談専用 0743-73-0556

生駒市人権施策課

○毎日の生活を営むうえで、これは人権侵害ではないだろうかと感じたり、問題解決の糸口がよく分からなくて困ったりすることがあれば、ご相談ください。

- ・生駒市人権擁護委員による相談 原則 毎月第3火曜日 10:00～15:00
 - ・生駒市役所 人権施策課 平日 8:30～17:15
- ☎0743-74-1111 内線 3261

奈良地方法務局

- ・法務局による人権相談 平日 8:30～17:15
- 奈良地方法務局 人権擁護課（☎0742-23-5457）

なら人権相談ネットワーク

○県では、各相談機関が密接に連携・協力し、さまざまな相談に対して当事者の立場にたったきめ細やかな相談活動ができるよう、「なら人権相談ネットワーク」を設立し、活動しています。詳しくは、右のQRコードをご参照ください。

